

第二期南相馬市 子ども・子育て支援事業計画

-素案-

令和 年 月



南相馬市

はじめに

子どもは社会の宝、次代を担う希望であり、何物にも代えがたい存在です。子どもたちの笑顔がかがやき、健やかに育つ姿を目にするとき、人は深い喜びを感じます。

しかしながら、経済の停滞に伴う若い世代の所得の減少、晩婚化といった社会情勢の変化や、核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などの家庭のあり方の変化は、少子化を進行させるとともに、子育ての負担や不安、孤立感を増大させる要因となっています。また、依然として存在する待機児童問題は、特に女性の仕事と子育ての両立や社会進出を妨げています。

これらの諸課題の解決のため、平成24年8月に、国において子ども・子育て関連3法(※3)が可決・成立、交付され、平成27年度より、幼稚園や保育園等における預かりや地域における子ども・子育て支援を推進していく「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。本市においても、この子ども・子育て支援新制度に基づき、平成27年度から平成31年度(令和元年度)を計画期間とする「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育てを取り巻く環境整備を図ってきました。

また、本市においても、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、人口減少と少子化に拍車がかかるなど、市の存在を揺るがしかねない状況にあることから、平成31年1月に「南相馬市復興総合計画後期基本計画」を策定し、安心して出産・子育てできる環境の充実をはじめとした子育て家庭や子どものための環境整備に最優先で取り組むこととしました。

この度策定した「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」は、本市における子どもや子育てに係る取り組みや、幼稚園・保育園、子ども・子育て支援新制度に基づく事業に係る量の見込みや確保策について、本市の現状と課題を、再度、分析・整理し、国の動向を踏まえ、引き続き計画的な推進を図るものです。

本計画の進捗を通して、安心して子どもを産み育てることができる環境整備が進むとともに、子どもの笑顔がかがやくまちの実現を目指し、令和2年度以降、この計画に基づき、本市の子どもや子育てを支援してまいります。

令和2年3月

南相馬市長 門馬 和夫

※1 出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015)

※2 出典：厚生労働省「人口動態統計」(2015)

※3 こども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の構成	5
第5節 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	7
第1節 人口動態等の状況	9
第2節 幼児教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況	13
第3節 南相馬市子ども・子育て支援事業計画の評価	17
第4節 ニーズ調査結果	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 計画の基本理念	43
第2節 基本施策	44
第3節 施策の体系	45
第4章 分野別施策の展開.....	47
第1節 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備	49
第2節 子育て家庭の負担軽減及び支援の充実	55
第3節 援助を必要とする子どもや家庭への支援	64
第4節 次代を担う人材の育成	71
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量.....	75
第1節 教育・保育の量の見込みと提供内容	77
第2節 子どもの人口の見通し	77
第3節 需要量の算出方法	78
第4節 教育・保育の量の見込みと提供内容	82
第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供内容	83
第6節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容	89
第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	90
第6章 計画の推進.....	91
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	93
第2節 計画の推進	94

資料編	95
第1節 計画策定の経過	91
第2節 南相馬市子ども・子育て審議会委員名簿	98

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

南相馬市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「震災及び原発事故」という。）の影響により、市内の子どもの数は震災前に比べ大きく減少しており、未来を担う子どもたちが本市で夢や希望を持って生活していくことや、子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる環境のさらなる充実が重要な課題となっています。

このため本市では、幼稚園や保育園の預かり等をはじめとした子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく定めるとともに、「次世代育成支援」の考え方と「南相馬市復興総合計画」に掲げる子育て分野の政策目標の実現を図る「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子育てに係る諸施策に計画的に取り組んできました。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、国の基本的指針（※）の改定等を踏まえ、かつ、南相馬市復興総合計画の政策目標の実現を図る「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」（※1）に基づき、また、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村次世代育成支援行動計画」（※2）に準じるものとします。

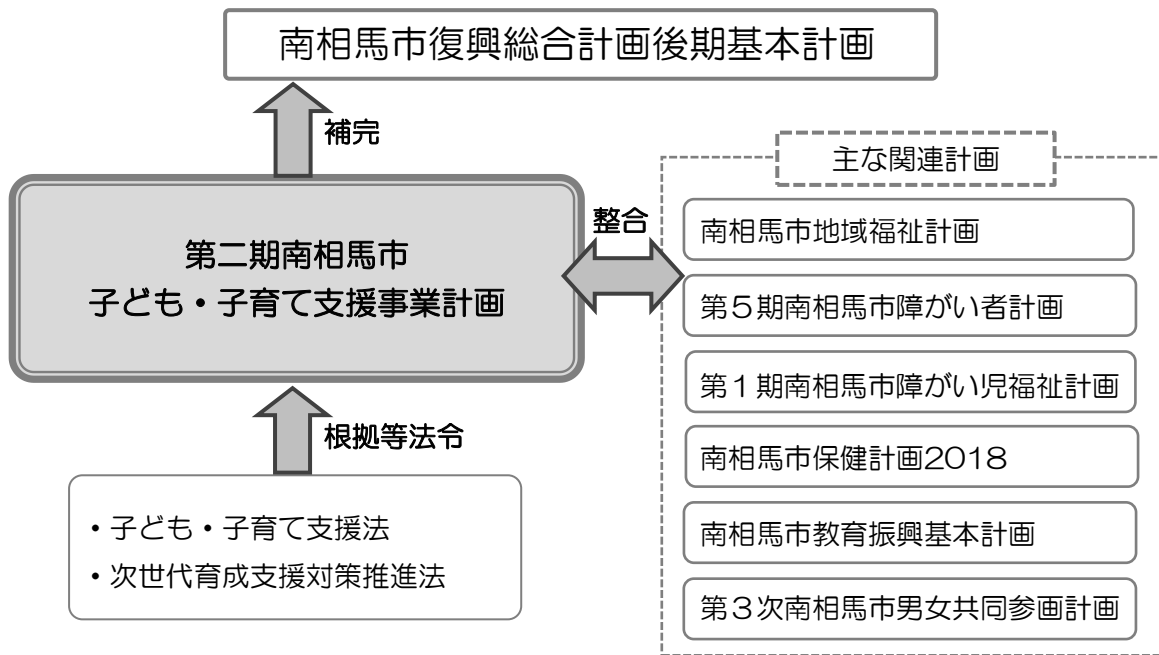
本計画の策定にあたっては、前計画である「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から令和元年度まで）の内容を引き継ぎつつ、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」との整合を図ります。

また、平成27年度からスタートした母子保健の国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえるとともに、「南相馬市スポーツ推進計画」、「南相馬市地域福祉計画」、「第5期南相馬市障がい者計画」、「第5期南相馬市障がい福祉計画」、「第1期南相馬市障がい児福祉計画」、「南相馬市保健計画2018」、「南相馬市教育振興基本計画」、「第3次南相馬市男女共同参画計画」など、関連計画との整合を図るものとします。

※1 市町村における幼児期の教育、保育、及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施等の計画

※2 地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画

〈計画の位置づけ〉



第3節 計画の期間

本計画のうち、次世代育成支援行動計画にあたる分野については、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」（計画期間：平成31年度から令和4年度まで）との連動性を確保等するため、同計画の終期の1年後である令和5年までの4か年を計画期間とします。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画にあたる分野については、子ども・子育て支援法において市町村は5年間を1期とした事業計画を定めるものとされていることから、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

〈計画期間〉

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第二期 南相馬市子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画分野)				
					第二期 南相馬市子ども・子育て支援事業計画 (市町村子ども・子育て支援事業計画分野)				

第4節 計画の構成

本計画は、ひとつの計画内に、市町村における幼児期の教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需給量の見込みと確保量を示す子ども・子育て支援事業計画に関する分野と、少子化対策及び次世代育成支援対策の方向性や目標を定めた次世代育成支援行動計画に準じる総合的な子ども・子育て事業に関する分野の、二つの分野を含む計画とします。

本計画における、それぞれの掲載箇所等は次のとおりです。

対象分野	掲載箇所・内容	計画期間
総合的な事業分野	第4章 分野別施策の展開 ・出産、医療、交通安全、防犯 ・保育サービス、相談、経済支援、子育てネットワーク、仕事と家庭の両立 ・児童虐待防止、ひとり親支援、障がい・発達支援、被災児童支援、貧困対策 ・健全育成、多様な体験	令和2年度～令和5年度
需給分野	第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量 ・幼稚園、保育園等の預かり ・子育て支援センター ・乳児家庭訪問 ・子育て短期支援 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり ・延長保育 ・病児・病後児保育 ・放課後児童クラブ ほか	令和2年度～令和6年度

第5節 計画の策定体制

1 子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。

調査は、就学前児童保護者調査と小学生保護者調査に分け、郵送により令和元年5月に実施しました。

就学前児童保護者調査は、市内の小学校就学前の児童がいる保護者1,000人を対象とし、462人(回答率46.2%)から回答を得ました。小学生保護者調査は、市内の小学生がいる保護者1,000人を対象とし、403人(回答率40.3%)からの回答を得ました(調査結果については第2章参照)。

2 子ども・子育て審議会による協議

市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定において、審議会その他の合議制の機関の設置を条例で定めるよう努めるものとされ

ていることから、子どもや子育てに関する有識者によって構成される「南相馬市子ども・子育て審議会」において、本市の子どもや子育て支援についての率直な意見交換を行いました。また、本計画において重視すべき方向性や必要な取り組み等に係る意見聴取を行いました。

3 庁内検討会議による協議

庁内検討組織として「第二期子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」を設置し、子どもや子育てに係る各分野における具体的な施策の検討等を行いました。

第2章

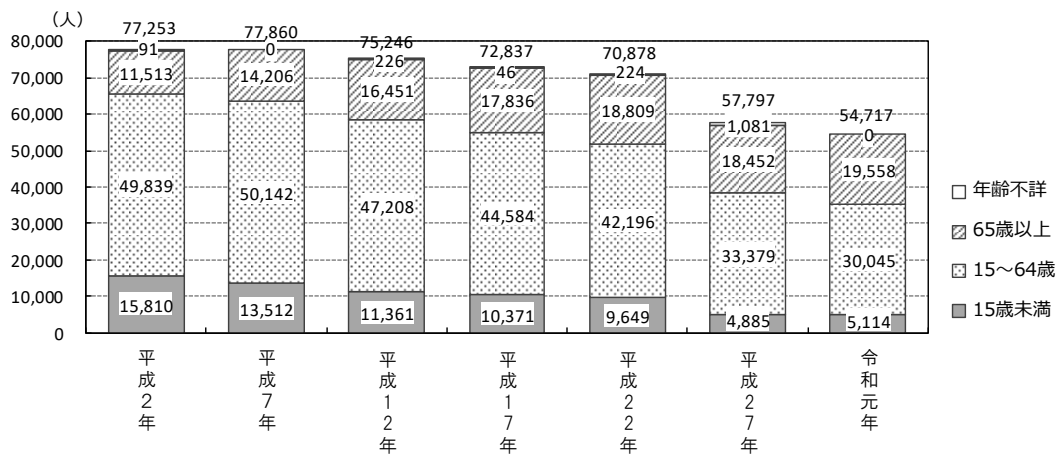
子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第1節 人口動態等の状況

【人口】

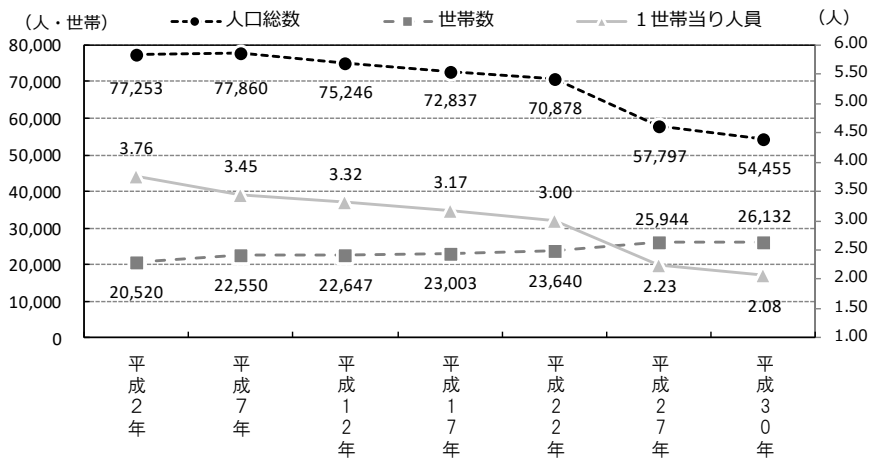
東日本大震災の影響により、本市の人口は大幅に減少しており、令和元年9月30日時点の本市の居住人口は54,717人と、平成22年に比べ2割強の減少となっています。また、15歳未満人口は5,114人と、平成22年の半数近くまで減少しています。



出典：平成2年～平成27年は国勢調査（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）
令和元年は、令和元年9月30日時点の居住人口。

【世帯・一世帯あたり人員】

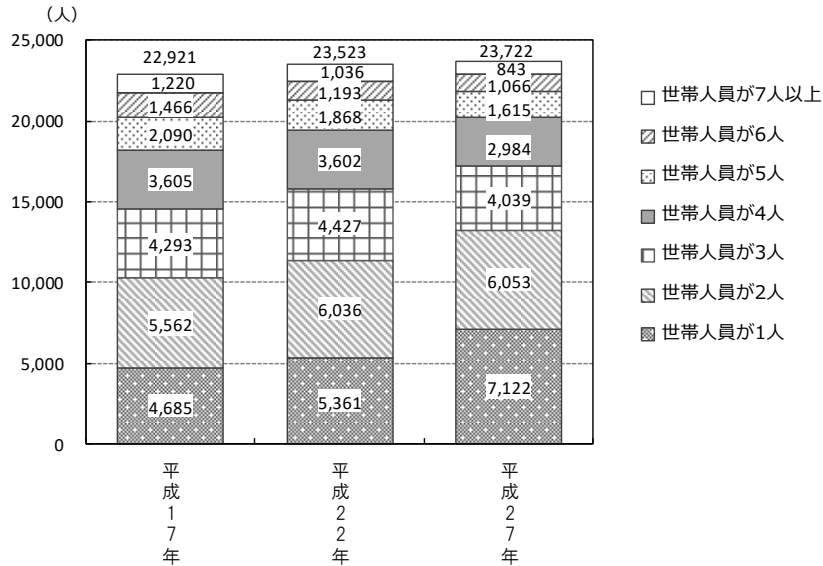
平成30年時点の本市の世帯数は26,132世帯と、平成22年に比べ1割強の増加となっています。人口が減少しているにもかかわらず世帯数が増加していることから、一世帯あたり人員も、平成22年の3.00人に比べ2.08人と、大幅に減少しています。



出典：平成2年～平成27年は国勢調査（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）
令和元年は、平成30年10月1日時点の福島県現住人口調査。

【世帯構成人員】

世帯構成人員について、平成17年と平成27年を比較した場合、世帯人員が1人または2人という世帯が増加している反面、世帯人員が3人以上の世帯は全て減少しており、多世代の世帯が減少傾向にあると想定されます。

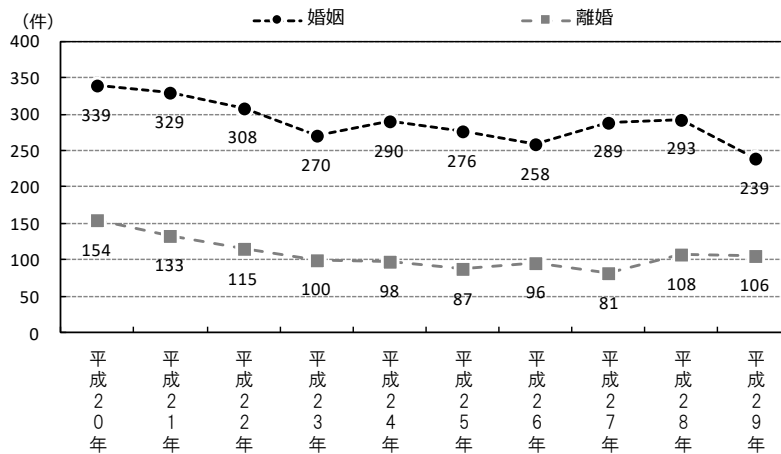


出典：平成17、22年は国勢調査（施設入所者を除く。平成17年のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）平成27年は10月1日現在の住民基本台帳

【婚姻・離婚】

婚姻については、東日本大震災前の平成22年まで300件を超えていましたが、平成23年以降、300件未満で推移しています。

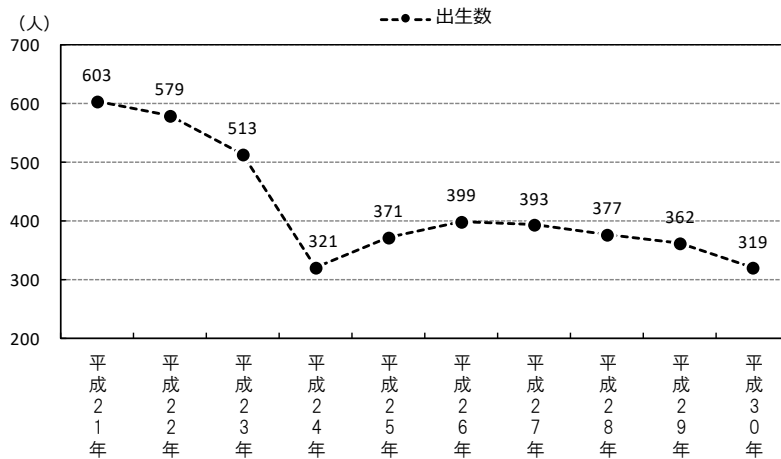
離婚については、平成20年の154件から平成27年には81件と、ほぼ半減しましたが、近年、その数は増加し、100件を超えています。



出典：福島県統計年鑑：福島県保健福祉総務課保健統計の概況

【出生数】

出生数については、東日本大震災の影響により、平成 22 年に 579 人であったものの、平成 24 年には 321 名と、ほぼ半減しました。その後 400 人弱まで回復するものの、平成 26 年以降は減少傾向にあります。



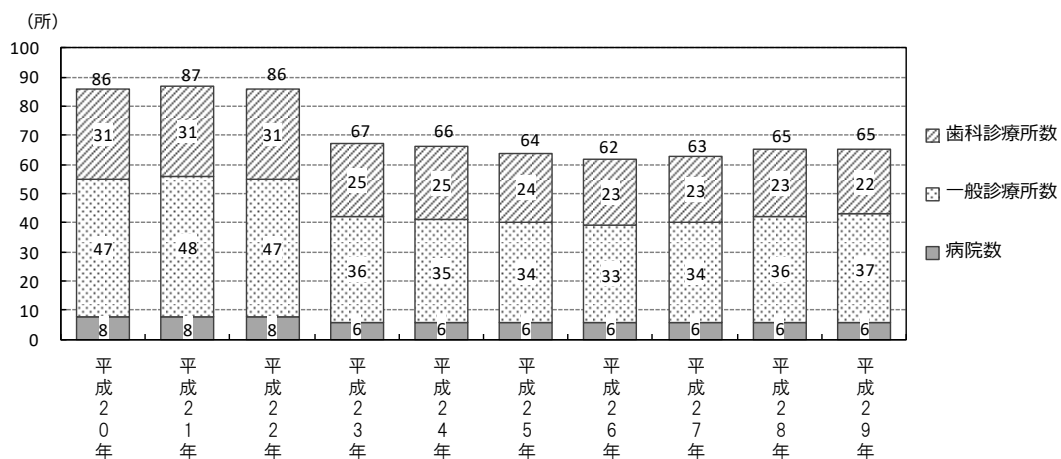
出典：福島県現住人口調査年報

【医療施設数】

医療施設数について、平成 22 年の病院数、一般診療所数、歯科診療所数の合計は 86 施設ありましたが、東日本大震災の影響により、平成 29 年には 65 施設となり、21 施設減少しました。

平成 26 年以降は一般診療所数を中心に増加していますが、歯科診療所数は震災以降減少したままなど、医療施設の回復には至っておりません。

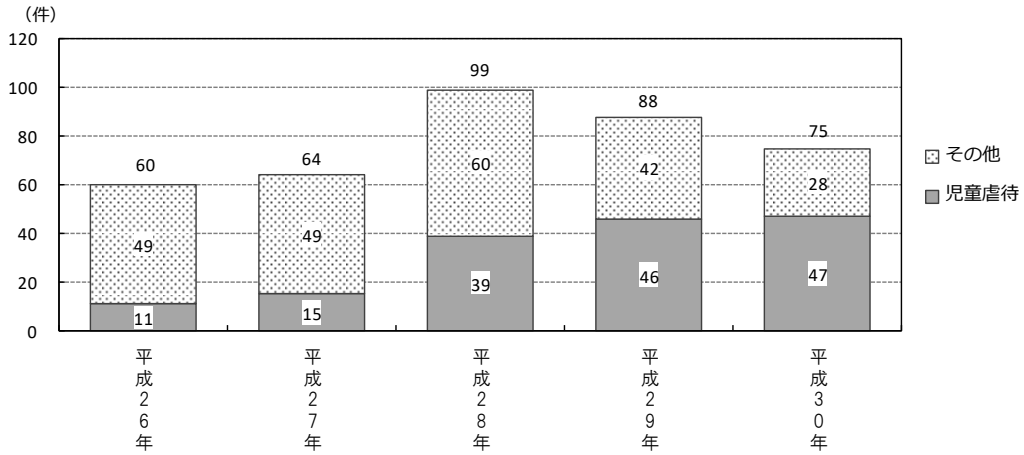
医療施設数の減少に伴い、産科・婦人科・小児科等の受診機会や夜間休日の緊急対応等が制限されるなどの影響が出ています。



出典：福島県保健統計の概況

【家庭児童相談】

家庭児童相談について、家庭における養護、保健、障がい、非行、育成に係る新規相談件数は、年間 100 件未満で推移しています。うち、児童虐待に係る相談は年々増加しており、平成 30 年では 75 件のうち 47 件と、全体の約 6 割を超える割合となっています。



出典：こども家庭課作成

第2節 幼児教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況

【就学前児童の教育・保育施設】

本市には、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故前は認可保育園が9園、幼稚園が17園ありましたが、震災により多くの子どもたちが市外に避難したこと等により、11園が休園中（廃園含む）です。

平成31年4月1日現在の園児数は1,435人であり、震災前(平成23年4月在籍予定数)の2,340人と比較し、3分の2以下となっています。

〈認可保育園・幼稚園の園児数の状況（平成31年4月1日現在）〉

(単位：園、人)

	公私の別	開園中	休園中 (廃園含)	利用定員	園児数 (震災前)	園児数
認定こども園	私立	1園	0園	90		105
	計	1園	0園	90		105
認可保育園(所)	市立	4園	2園	383	753	400
	私立(震災後 1園増)	3園	0園	260	389	304
	計	7園	2園	643	1,142	704
幼稚園	市立	5園	7園	345	724	279
	私立	3園	1園	320	474	337
	計	8園	8園	665	1,198	616
小規模保育	私立	1園	1園	10		10
	計	1園	1園	10		10
合計		17園	11園	1,408	2,340	1,435

出典：平成31年度 保育園・幼稚園 入園状況（満3歳の認定前園児を除く）

〈年齢別・園別園児数（平成31年4月1日現在）〉

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
原町聖愛認定こども園	9	17	17	22	20	20	105
認定子ども園 私立計	9	17	17	22	20	20	105
原町あずま保育園	13	23	24	24	21	17	122
原町さくらい保育園		18	24	21	21	12	96
かしま保育園	15	24	25	24	23	21	132
かみまの保育園		6	12	14	8	10	50
市立計	28	71	85	83	73	60	400
北町保育所	9	12	12	13	12	9	67
よつば保育園(南町分園含む)	13	19	6	55	52	43	188
よつば乳児保育園西町園	0	14	35				49
広域入所	0	0	0	0	0	0	0
私立計	22	45	53	68	64	52	304
保育園計	50	116	138	151	137	112	704
大甕幼稚園				25	20	25	70
高平幼稚園				30	25	27	82
鹿島幼稚園				25	29	38	92
八沢幼稚園				7	7	8	22
小高幼稚園				2	9	2	13
市立計				89	90	100	279
青葉幼稚園				51	56	51	158
原町みなみ幼稚園				31	32	32	95
さゆり幼稚園				23	29	32	84
私立計				105	117	115	337
幼稚園計				194	207	215	616
原町にここ保育園	2	4	4				10
小規模保育 計	2	4	4				10
合計	61	137	159	367	364	347	1,435

出典：平成31年度 保育園・幼稚園 入園状況（満3歳の認定前園児を除く）

【主な子ども・子育て支援事業】

1 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て支援センター事業については、震災前は、原町区と鹿島区でそれぞれ1箇所ずつ実施していました。

震災後は、原町子育て支援センター（原町あずま保育園内）及びかしま子育て支援センター（かしま保育園内）においてサービス提供を行っており、子育てサロン、ちびっこ広場、にこにこ広場、子育てサークルの支援などの事業を展開しています。

2 子育て短期支援事業

保護者が一時的に児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由により、緊急一時的に、児童養護施設等において母子の保護を行う事業で、現在、ショートステイ事業を福祉型障害児入所施設への委託により実施しています。

3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎といった活動について連絡・調整を行う事業です。

震災後の平成23年度は休止しましたが、平成24年度、平成25年度は市が直接事務局を実施し、平成26年度からは南相馬市社会福祉協議会に事務局を委託して、事業を実施しています。

平成22年度の利用実績は年間829件でしたが、平成30年度では年間83件の利用に留まっています。

(人日/年)	H27	H28	H29	H30
実績値	230	116	151	83

4 一時預かり事業

保育園（所）や子育て支援センターにおいて、在園していない乳幼児を一時的に預かる「一般型」の一時預かりと、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う「幼稚園型」の一時預かり事業を実施しています。

一般型の一時預かり事業は、震災前は各区公立保育園3か所で実施していましたが、震災後は、原町あずま保育園及びかしま保育園で、月曜日から土曜日までの7時から19時まで実施しています。1日の最大受け入れ人数は、10人までとなっています。

幼稚園型の一時預かりは、市内幼稚園5カ所で実施中です。

【一般型】

(人日/年)	H27	H28	H29	H30
実績値	1,267	1,068	1,362	1,725

【幼稚園型】

(人日/年)	H27	H28	H29	H30
実績値	22,372	23,600	17,141	29,787

5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの状況は、市が運営する16クラブ、南相馬市社会福祉協議会が運営する2クラブ、NPO法人が運営する1クラブの合計19クラブがあり、内訳は、小高区が1（小高合同児童クラブ）、鹿島区が4、原町区が14となっています。

女性の社会進出や就労体系の多様化、核家族化や地域のつながりの希薄化、さらには震災等に伴う家族の離散等により、学童保育の需要が高まり、待機児童が発生していることから、その解消に向けた取り組みが求められます。

〈放課後児童クラブの状況（令和元年6月24日現在）〉

	クラブ数	定員	登録児童数
小高区	1	40	26
鹿島区	4	150	140
原町区	14	530	484
合計	19	720	650

【子どもの遊び場】

子どもたちが天候を気にせず安全に遊ぶための施設である全天候型の子どもの遊び場及び砂場のある屋内遊び場を設置しています。

現在、令和2年度末のオープンを目指し、小高区において完全屋内型の遊び場の建設を予定しています。

施設種別	施設数	摘要
全天候型子どもの遊び場	2	わんぱくキッズ広場（原町区） かしまわんぱく広場（鹿島区）
完全屋内型子どもの遊び場	1	建設予定（小高区）
屋内遊び場（砂場）	1	南相馬みんなの遊び場（鹿島区）

第3節 南相馬市子ども・子育て支援事業計画の評価

本計画を策定するにあたり、前期計画である第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画に掲載した事業について点検を行い、その達成度合いから、市の子育て施策の現状、課題、今後取り組むべき方向性等を分析しました。

1 点検の手法（達成度分類）

第一期計画において、最終年度（平成31年度＝令和元年度）の目標値を設定した事業を対象に、平成30年度末時点の実施状況と目標値の比較を行いました。

それぞれの達成度合いに応じ「達成」、「達成（手法変更）」、「一部達成」、「達成困難」の4つの区分への分類により点検を行いました。

区分ごとの分類基準は以下のとおりです。

区分	分類基準	例
達成	目標値を達成している。	目標値：子育て応援ウェブサイト閲覧数25,000件／年 実績：子育て応援ウェブサイト閲覧数28,967件／年
達成（手法変更）	当初設定した手法を変更し、目的を達成している。	目標値：情報誌を年2回発行 実績：インターネットサイトを開設し、常時情報提供
一部達成	事業の実施により一定の効果は出ているものの、目標値の達成までは至っていない。	目標値：放課後児童クラブで希望者全員預かり 実績：放課後児童クラブで預かり実施。待機児童10名
達成困難	事業自体が未実施であり、目標達成が困難。	目標値：病児・病後児保育実施。年300人受入 実績：病児・病後児保育の場が未設置

2 点検の結果（事業別達成度）

目標値を設定した72事業（再掲事業を除く）について、達成度分類により点検を行った結果は次のとおりです。

区分	該当事業数	割合(%)
達成	39	54.17
達成(手法変更)	5	6.94
一部達成	26	36.11
達成困難	2	2.78
合計	72	100.00

平成30年度末時点で、「達成」及び「達成（手法変更）」の合計は44事業であり、全体の約6割を占めています。「一部達成」の事業は26事業であり、目標値達成に向け、引き続き取り組みを進めていきます。

一方で、現時点で「達成困難」とされる事業が2事業あることから、計画期間における取り組みを強化するとともに、未達成となった場合はその原因を探り、課題点等があれば、その解決の

ための対応策を検討する必要があります。

3 基本施策別達成状況

目標値を設定した72事業（再掲事業を除く）に係る、基本施策別の達成状況は次のとおりです。

基本施策	施策の方向	目標値 設定 事業数 (A)	うち 再掲 事業 (B)	差引 事業数 (A)-(B)	達成状況			
					達成	達成 (手法 変更)	一部 達成	達成 困難
Ⅰ. 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	6		6	4		2	
	2. 学童期・思春期の保健対策の充実	1		1			1	
	3. 歯科医療の推進	1		1	1			
	4. 「食育」の推進	1		1			1	
	5. 子どもの医療を取り巻く環境の充実	4		4	2		2	
	6. 放射線に対する健康管理対策の推進	2		2	2			
	小計	15		15	9		6	
Ⅱ. 地域における子育ての支援	1. 地域における子育て支援サービスの充実	8	(1)	7	5	1	1	
	2. 保育サービスの充実	8		8	2	1	3	2
	3. 子育て支援のネットワークづくり	1		1			1	
	4. 子どもの健全育成	5		5	4		1	
	5. 世代間交流の推進、余裕教室や空き店舗の活用	1		1			1	
	小計	23	(1)	22	11	2	7	2
Ⅲ. 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援	1. 児童虐待防止対策の充実	4	(2)	2	2			
	2. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	5		5	4	1		
	3. 障がい児支援の充実	9		9	6		3	
	小計	18	(2)	16	12	1	3	
Ⅳ. 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	1. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	5		5	2		3	
	2. 家庭や地域の教育力の向上	5		5	1	2	2	
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策等の推進	1		1	1			
	4. 良質な住宅と良好な生活環境の確保	2		2	1		1	
	5. 子どもの安全・安心確保の推進	1		1			1	
	6. 被害に遭った子どもの保護の推進	1	(1)					
	7. 放射線対策の充実	2		2	1		1	
小計	17	(1)	16	6	2	8		
Ⅴ. 職業生活と家庭生活の両立の推進	1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	1		1			1	
	2. 仕事と子育ての両立のための基盤整備	2		2	1		1	
	小計	3		3	1		2	
合計	76	(4)	72	39	5	26	2	

4 基本施策別達成状況（主な取り組み）

第一期計画の点検に基づき、基本施策Ⅰ～Ⅴごとに、これまでの主な取り組み、現状、課題と今後の方向性、について以下のとおりまとめました。

【基本施策Ⅰ】母性並びに子どもの健康の確保及び増進

これまでの主な取り組み

主な事業	取り組み概要	H30実績	H31(R1)目標値	達成度分類
乳幼児こども医療費助成事業	乳幼児～こども医療費一部負担金分の助成の実施	0～18歳で実施	0～18歳で実施	達成
外部、内部被ばく線量測定の実施	・希望者全員への外部被ばく検査実施 ・未就学児、小中学生への内部被ばく検査実施（ベビースキャン、集団検診）	実施	実施	達成
乳幼児健康診査時の個別相談	健診時に相談を実施し、子どものいる生活の毎日が楽しいと思う人の割合を確認	35.9%	55%	一部達成
夜間小児科・内科初期救急医療事業	土曜、日曜、祝日、年末年始の夜間に小児科・内科の受診の場を提供	平日夜間以外実施	平日夜間も実施	一部達成

現 状

- ・子どものいる毎日の生活を楽しんでいると思う保護者の割合は約4割と、横ばいの状況にある。
- ・平日夜間に市内で小児救急専門の受診ができないなど、医療面で不安を抱く保護者がいる。

課題と今後の方向性

- ・子育てに関する相談体制の強化や母親の育児負担軽減などを通し、保護者が子育てに楽しさを感じられる環境づくりをする必要があります。
- ・医療人材の確保や育成により、医療提供体制を強化する必要があります。

【基本施策Ⅱ】地域における子育ての支援

これまでの主な取り組み

主な事業	取り組み概要	H30実績	H31(R1)目標値	達成度分類
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	相談、交流の場となる子育て支援センターの設置、運営	2箇所実施	2箇所実施	達成
子育て応援情報交流事業	子育て応援Webサイトを開設し、子育て情報を発信する。	年間28,967件閲覧	年間25,000件閲覧	達成

幼稚園授業料・保育園(所)保育料無料化事業	幼稚園授業料及び保育園(所)保育料の無料化の実施	無料化継続	無料化継続	達成
子どもの遊び場等の維持管理と整備	子どもの遊び場、ちびっこ広場の整備及び維持管理の実施	9箇所	9箇所	達成
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学生児童等を授業終了後に預かる児童クラブ等の開設	待機児童発生	希望者全員入会	一部達成
病児・病後児保育事業	病児及び病後児の保育を行う場の提供	未実施	年300人受入	達成困難
緊急サポート事業	登録会員間での、病児及び病後児の一時預かりの実施	未実施	1カ所で実施(委託)	達成困難

現 状

- ・ 保育園や放課後児童クラブにおいて、待機児童が発生しています。
- ・ 病気や病気から回復中の児童に保育を提供する場や、一時預かりを実施する仕組みが未整備となっています。

課題と今後の方向性

- ・ 保育人材の育成及び確保等を通じて、待機児童を解消する必要があります。
- ・ 個々のニーズに対応した、きめ細かな保育や預かる仕組みの構築が望まれます。

【基本施策Ⅲ】 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援

これまでの主な取り組み

主な事業	取り組み概要	H30実績	H31(R1)目標値	達成度分類
家庭児童相談事業	児童家庭の支援を行う家庭児童相談員の配置	3名配置	3名配置	達成
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等で臨床心理士等による発達検査、相談、指導等の実施	年20回(39名相談)	対象者出席・把握	達成
幼児ことばの教室(通級指導)	言語障がいのある就学前の幼児に対する指導の実施	週3日	週5日	一部達成

現 状

- ・ 支援が必要な児童に対するサポートを幅広く実施していますが、目標値のすべてを満たすには至っていません。

課題と今後の方向性

- ・支援が必要な児童に対するサポート体制の強化が望まれます。

【基本施策Ⅳ】子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

これまでの主な取り組み

主な事業	取り組み概要	H30実績	H31(R1)目標値	達成度分類
小中学校施設の耐震化	小中学校の校舎・体育館改築等(耐震化)の実施	耐震化率 100%	耐震化率 100%	達成
子どもの体力向上プロジェクト	新体力テストの成績向上を目指し、各学校で体力向上の取り組みを実施	全国平均 程度	全国平均 以上	一部達成
スクエアドストレイト交通安全教室の実施	スクエアドストレイト(現場事故再現手法による)交通安全教室の実施	1回	2回	一部達成

現 状

- ・小中学校における体力テストの成績は全国平均程度です。
- ・事故や犯罪の未然防止策について、さらなる充実が望まれます。

課題と今後の方向性

- ・子どもが楽しみながら体を動かす場や、体を使った様々な体験ができる機会等を設ける必要があります。
- ・安全や防犯に配慮した道路環境の整備、防犯及び交通安全の意識啓発を推進する必要があります。

【基本施策Ⅴ】職業生活と家庭生活の両立の推進

これまでの主な取り組み

主な事業	取り組み概要	H30実績	H31(R1)目標値	達成度分類
ファミリー・サポート・センター事業	育児支援を行いたい人と受けたい人が会員となるファミリーサポートセンターによる預かり、送迎の実施	市内全区 で実施	市内全区 で実施	達成

現 状

- ・仕事と家庭生活の両立が困難な家庭に対する預かり施策を実施しています。

課題と今後の方向性

・預かり等に加え、父親の家事、育児参加の推進など、家庭内における子育て負担の偏重を軽減することが重要です。

第4節 ニーズ調査結果

1 調査の目的

本計画策定の基礎資料とするために、就学前児童及び小学生の子どもがいる保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関するご意見などを把握するために実施しました。

2 調査概要

調査種別	項目	内容
就学前児童保護者調査	調査対象者	市内在住の小学校就学前の児童の保護者
	調査対象者数	1,000 件
	調査方法	郵送配布、郵送回収
	調査実施期間	令和元年 5 月 16 日（木）～5 月 31 日（金）
	有効回収数（率）	462 件（46.2%）
小学生保護者調査	調査対象者	市内在住の小学生の保護者
	調査対象者数	1,000 件
	調査方法	郵送配布、郵送回収
	調査実施期間	令和元年 5 月 16 日（木）～5 月 31 日（金）
	有効回収数（率）	403 件（40.3%）

3 調査結果の見方

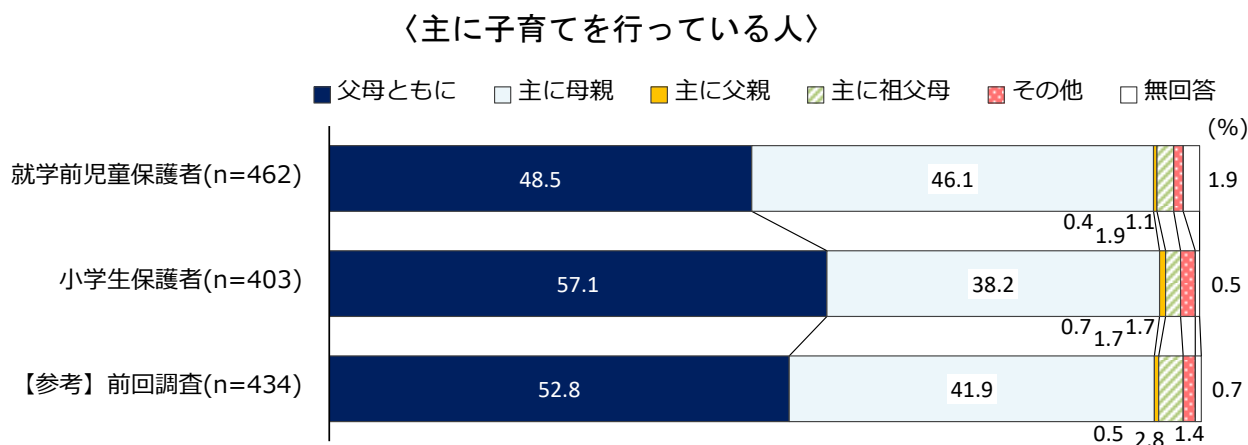
- ◆グラフ中の n（number of cases）は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- ◆回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一回答形式の質問においては、回答比率を合計しても 100.0%にならない場合があります。
- ◆回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると 100.0%を超える場合があります。
- ◆調査結果中で「前回調査」として示しているのは、平成 25 年度に実施した「第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」策定時におけるニーズ調査結果であり、今回調査との比較を行っています。
ただし、前回調査は今回調査とは異なり、調査対象者を「就学前児童保護者」と「小学生保護者」に区別せずに調査を実施しています。このため、今回調査との単純な比較は出来ず、あくまでも参考としての比較であることに留意が必要です。

4 調査結果

(1) 主に子育てを行っている人

主に子育てを行っている人については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」の順となっています。

就学前児童保護者では、「主に母親」の割合が小学生保護者に比べ高く、前回調査と比較しても上昇しています。就学前児童保護者の母親の負担が増加する傾向にあるため、母親に対する負担軽減、父親の家事・育児参加等を促す取り組みが必要です。

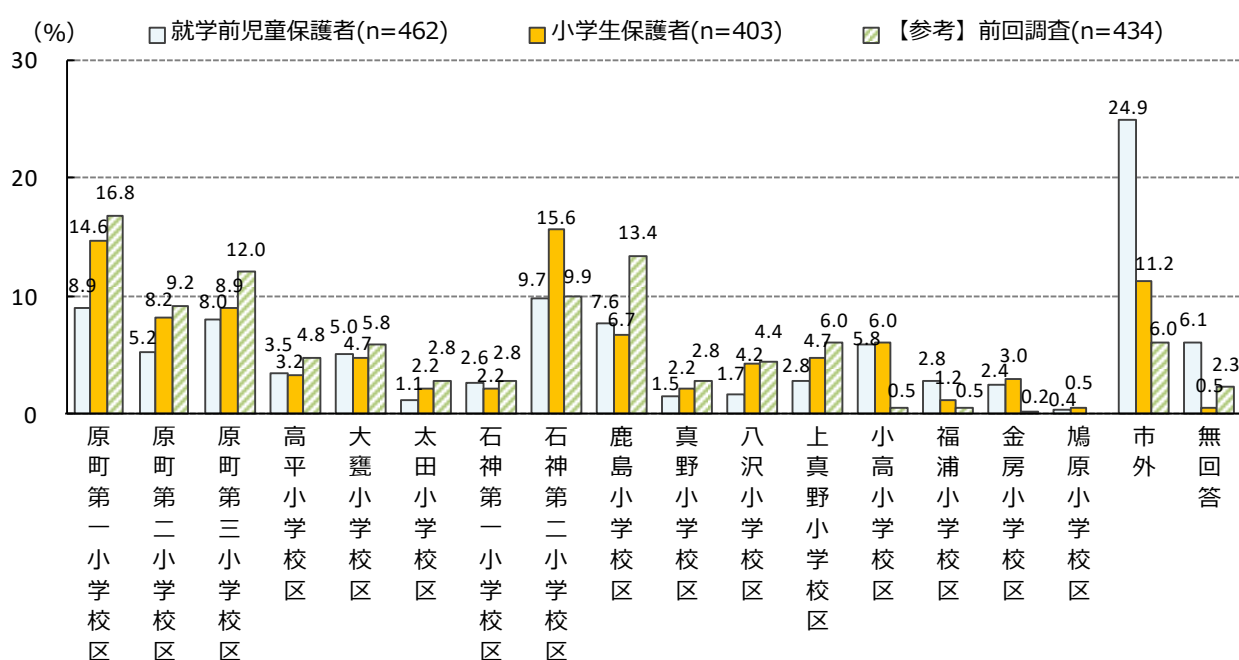


(2) 震災前に居住していた小学校区

震災前に居住していた小学校区について、就学前児童保護者では、「市外」が24.9%と最も高く、次いで「石神第二小学校区」(9.7%)、「原町第一小学校区」(8.9%)となっています。小学生保護者では、「石神第二小学校区」が15.6%と最も高く、次いで「原町第一小学校区」(14.6%)、「市外」(11.2%)となっています。

前回調査と比較すると、「市外」の割合が就学前児童保護者、小学生保護者ともに上昇しています。震災や原発事故に伴って避難や転居等を強いられ、市外から転入してきた保護者が増加していると推察されるため、孤立防止や育児相談等の業務を推進する必要があります。

〈震災前に居住していた小学校区〉

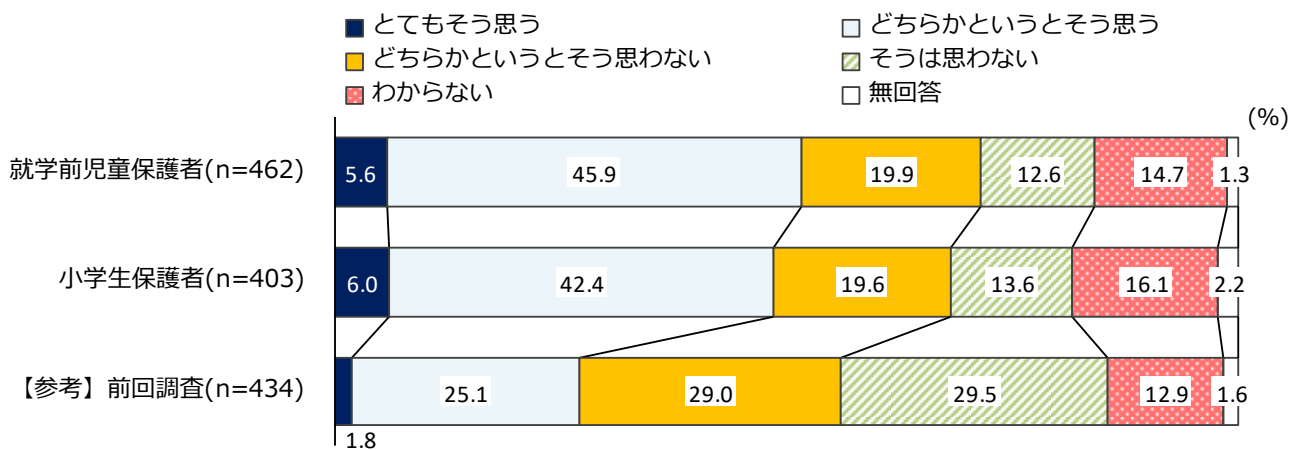


(3) 子育てのしやすさ

「南相馬市は子育てしやすい環境である」と感じている割合は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「とてもそう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた《そう思う》が約5割を占めています。

前回調査と比較すると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに《そう思う》の割合が大きく上昇しており、市の子育て施策の基本的な方向性が評価されていると判断されます。

〈南相馬市は子育てしやすい環境か〉



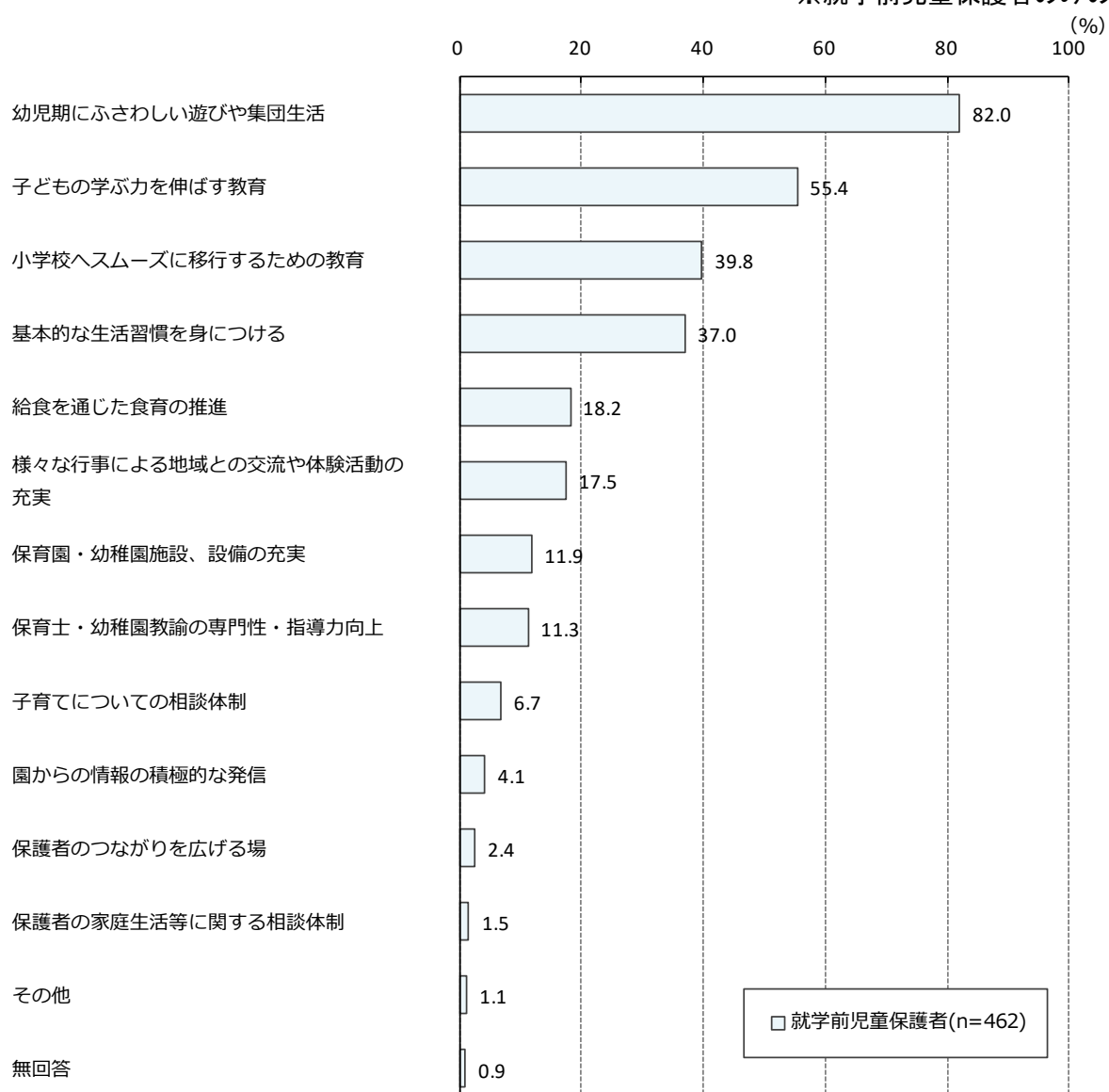
(4) 幼稚園・保育所（園）に期待すること

幼稚園・保育所（園）に期待することについては、「幼児期にふさわしい遊びや集団生活」が82.0%と最も多く、次いで「子どもの学ぶ力を伸ばす教育」(55.4%)、「小学校へスムーズに移行するための教育」(39.8%)となっています。

子どもたちが多くの時間を過ごし、成長する場として、教育・保育内容を一層充実していくことが求められます。

〈幼稚園・保育所（園）に期待すること〉

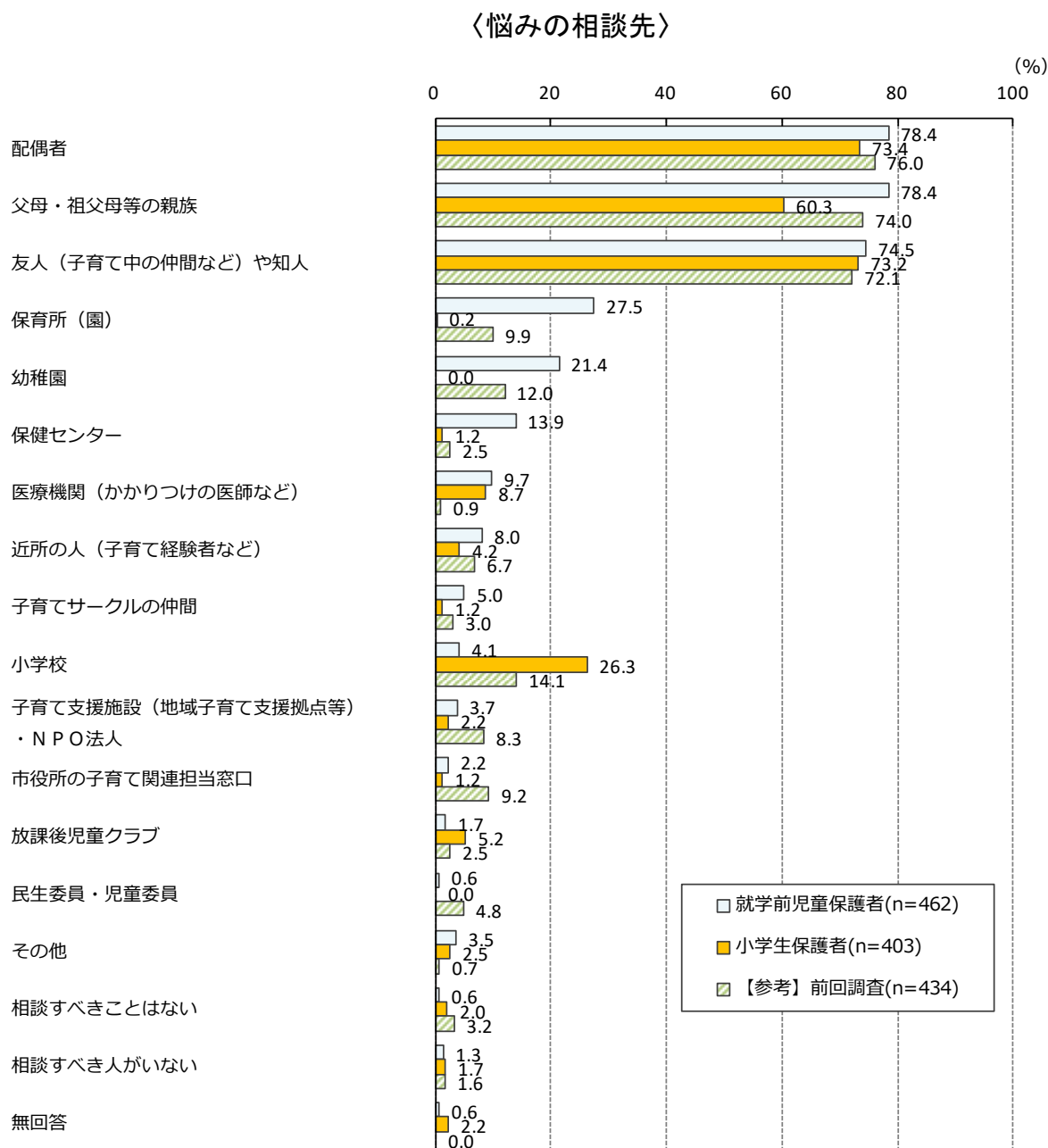
※就学前児童保護者のみの設問



(5) 悩みの相談先

悩みの相談先については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「配偶者」「父母・祖父母等の親族」「友人（子育て中の仲間など）や知人」が6割以上で、上位1位から3位を占めています。

一方、「子育て支援施設・NPO法人」「市役所の子育て関連担当窓口」など公共の施設や団体は少ない傾向があります。公共の施設や団体では専門性の高い助言や情報提供も可能なため、相談しやすい仕組みづくりや相談先としての認知度向上が望まれます。

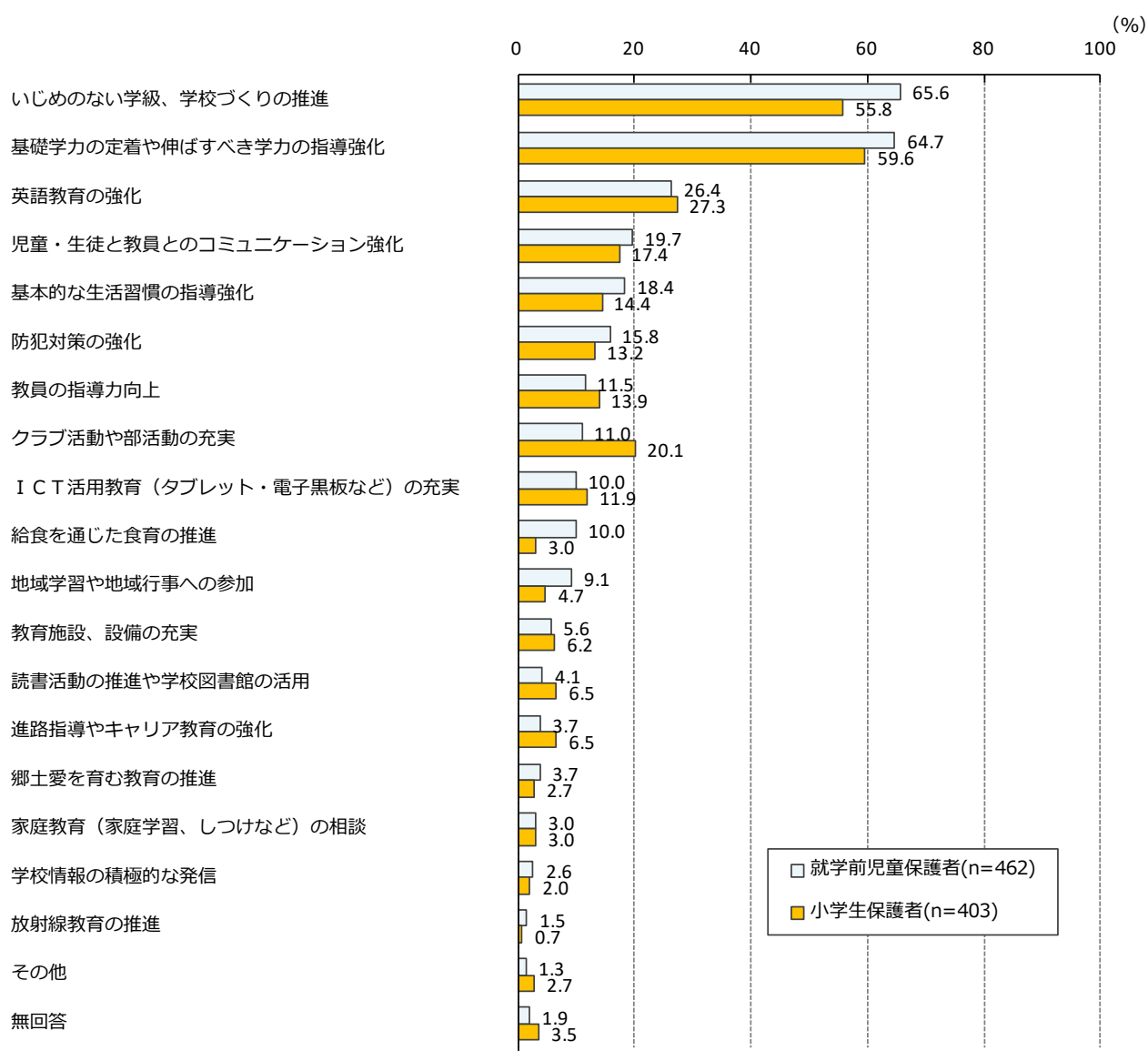


(6) 小学校に期待すること

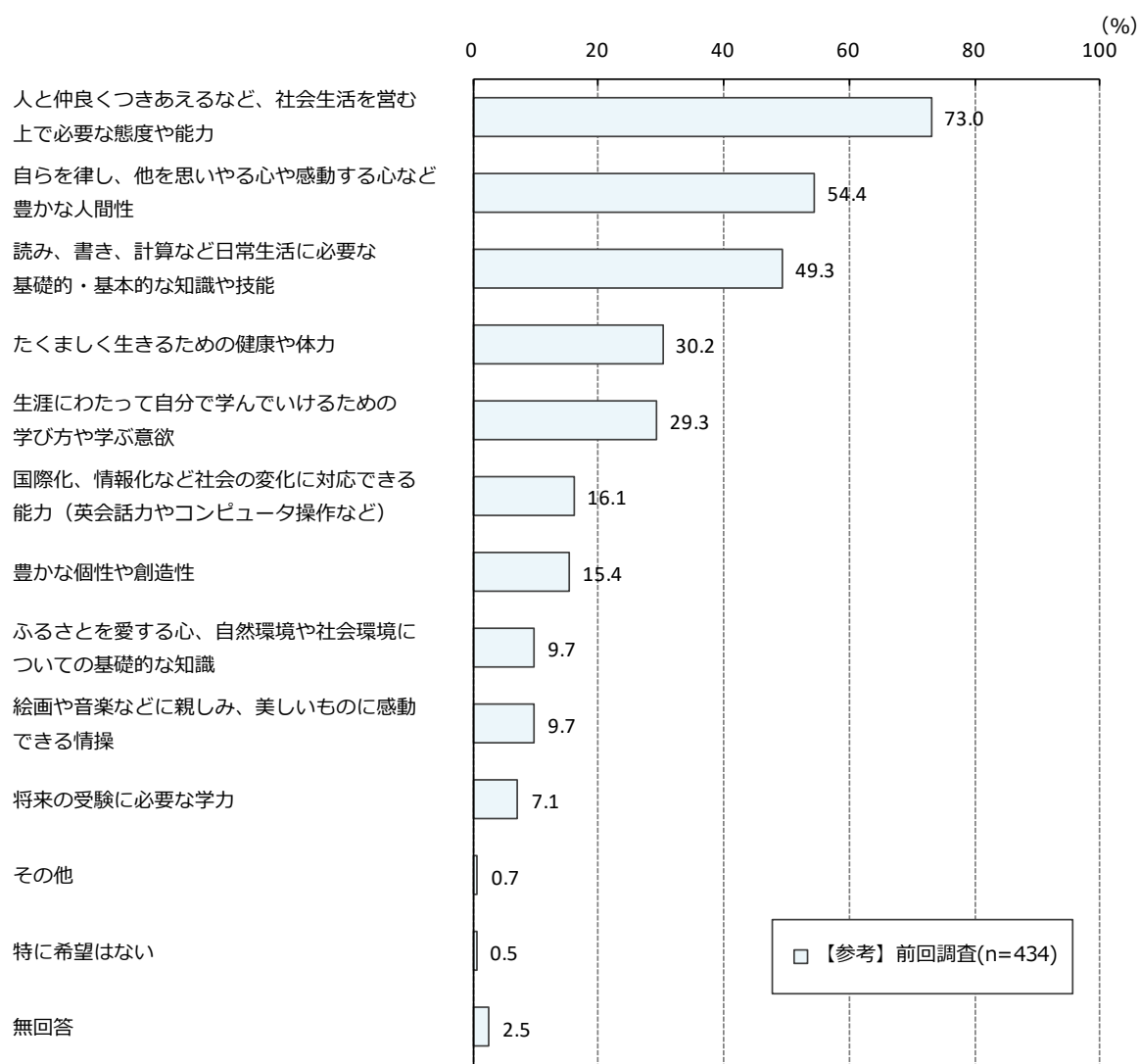
小学校に期待することについて、就学前児童保護者では、「いじめのない学級、学校づくりの推進」が65.6%と最も多く、次いで「基礎学力の定着や伸ばすべき学力の指導強化」(64.7%)、「英語教育の強化」(26.4%)となっています。小学生保護者では、「基礎学力の定着や伸ばすべき学力の指導強化」が59.6%と最も多く、次いで「いじめのない学級、学校づくりの推進」(55.8%)、「英語教育の強化」(26.4%)となっています。

前回調査においても、人とのつきあいや思いやりなどの項目が上位に挙がっており、多くの保護者が基礎学力の習得等にとどまらず、いじめをしない、許さない環境作りを望んでいることから、他者への配慮や思いやりなどを育む、豊かな心づくり等の実施が必要とされています。

〈小学校に期待すること〉



〈小学校で子どもに身につけさせたいと思うこと（前回調査）〉



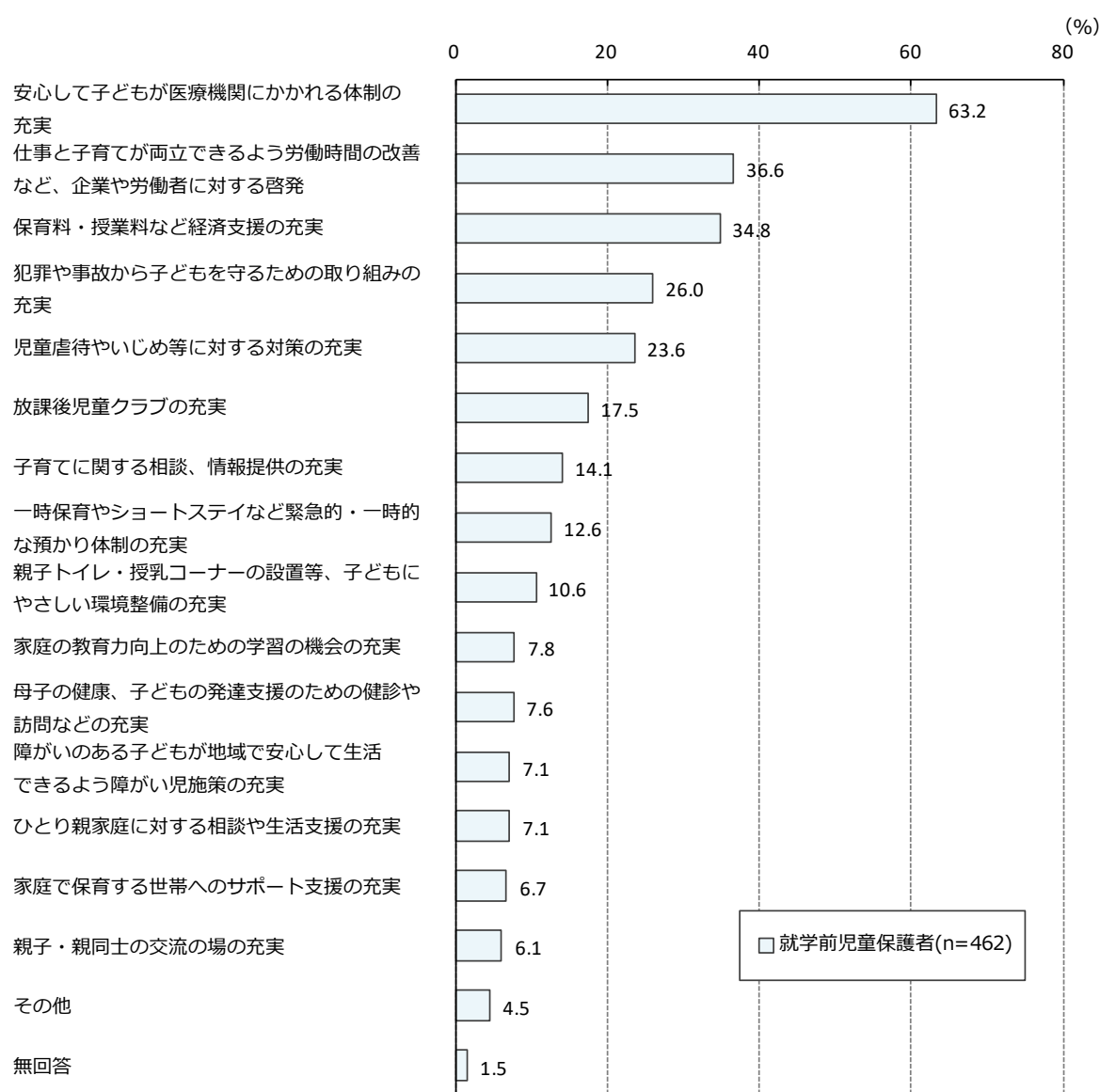
(7) 南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと

南相馬市の子育て環境充実のために重要なことについては、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が63.2%と最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」(36.6%)、「保育料・授業料など経済支援の充実」(34.8%)となっています。

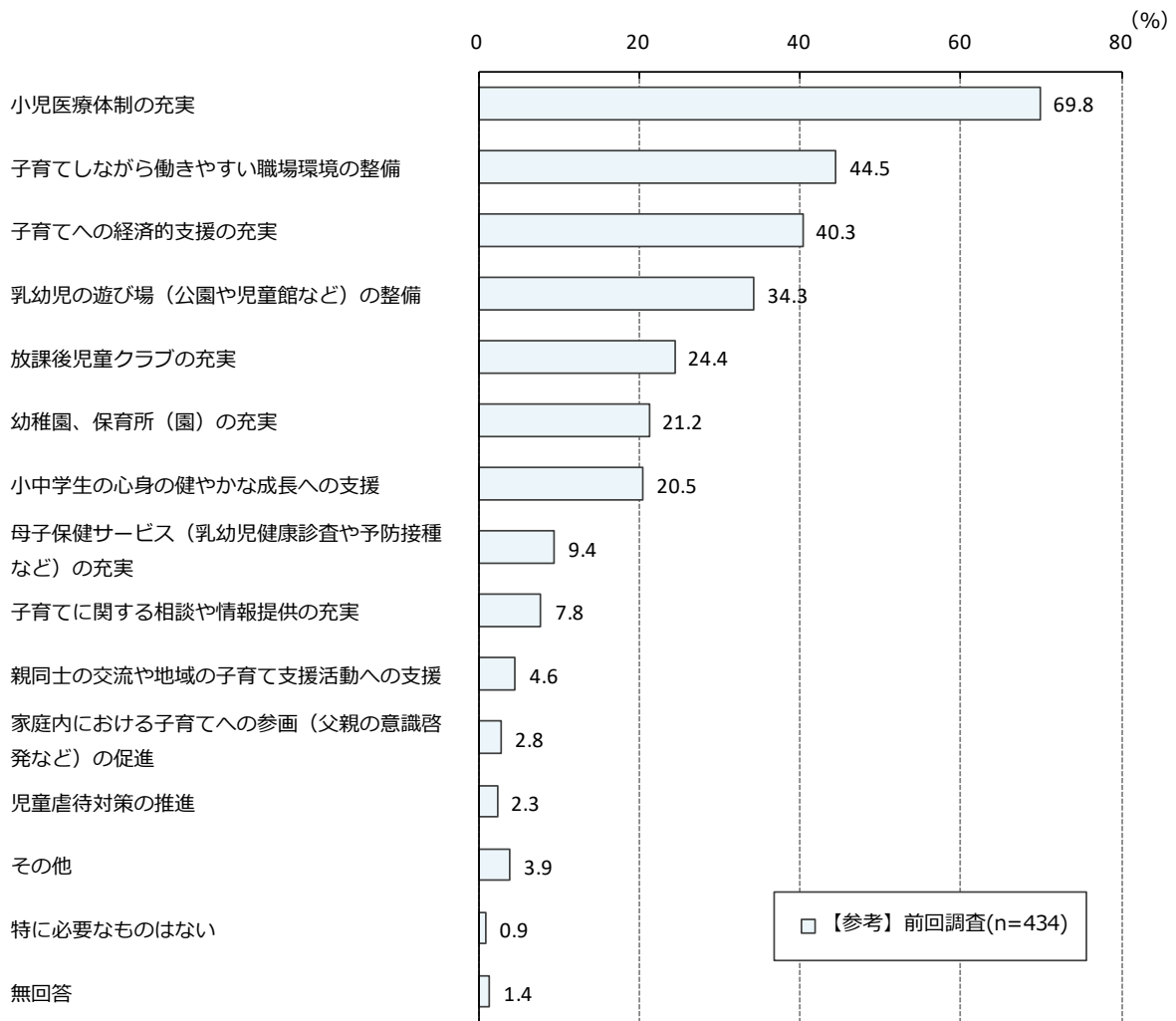
前回調査においても、医療体制や職場環境、経済支援に関する項目が上位に挙がっており、引き続き小児医療提供体制の充実、仕事と子育ての両立支援、子育てへの経済的な支援等に取り組む必要があります。

〈南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと〉

※就学前児童保護者のみの設問



〈子育てしやすいまちづくりのために今後重要なこと（前回調査）〉



(8) 現在の南相馬市の教育の満足度・重要度

※小学生保護者のみの設問

【現在の評価（満足度）】

n=403

項目	満足 (%)	不満 (%)	満足度得点
図書館運営の充実	65.8	10.7	0.89
郷土を愛する心を育む教育	43.4	12.4	0.41
小・中学校の施設・設備の整備	55.3	24.3	0.40
地域や学校の独自性を活かした教育	45.2	15.4	0.39
文化財の保護と活用	31.8	10.7	0.28
学校と地域社会との連携	40.7	20.3	0.24
子どもたちの心身の健康を育む教育	43.9	26.3	0.23
幼稚園・保育所等における幼児教育の充実	38.7	22.8	0.20
地域人材や環境を活用した教育	34.5	18.9	0.19
生涯学習の機会の提供	31.0	18.1	0.16
青少年の健全育成	31.3	22.1	0.09
基礎学力の定着を図る教育	41.7	34.2	0.08
小・中学校の防犯等の安全性	38.5	36.0	0.01
家庭教育に関する事業の充実	27.5	26.6	0.01
子育て支援（経済的支援、育児支援、各種子育て講座など）	32.8	30.8	-0.05
教育施設（生涯学習センター、文化・スポーツ施設）の整備	35.2	35.0	-0.05
地域の教育力の向上に向けた取組み	24.3	27.5	-0.08

※着色した項目が、子育て関連施策。満足度得点平均は 0.20

南相馬市で取り組む教育施策の「現在の評価（満足度）」を5段階評価（「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」）で尋ね、『満足（満足+やや満足）』と『不満（不満+やや不満）』の割合を算出するとともに、選択肢ごとに以下の点数を付与することで、得点を算出しました。

「満足」：2点 「やや満足」：1点 「やや不満」：-1点 「不満」：-2点 「わからない」：0点

その結果、『満足』は「図書館運営の充実」(65.8%)、「小・中学校の施設・設備の整備」(55.3%)で5割以上と多く、『不満』は「小・中学校の防犯等の安全性」(36.0%)、「教育施設の整備」(35.0%)、「基礎学力の定着を図る教育」(34.2%)、「子育て支援」(30.8%)で3割以上と多くなっています。

上記を踏まえた満足度得点は、「図書館運営の充実」(0.89)で最も高く、次いで「郷土を愛する心を育む教育」(0.41)、「小・中学校の施設・設備の整備」(0.40)となっています。

一方、「地域の教育力の向上に向けた取組み」(-0.08)、「子育て支援」「教育施設の整備」(ともに-0.05)などでは満足度得点が低くなっています。

【今後の重要度】

n=403

項目	重要 (%)	重要でない (%)	重要度得点
小・中学校の防犯等の安全性	81.4	1.0	1.61
基礎学力の定着を図る教育	79.4	1.7	1.58
子どもたちの心身の健康を育む教育	78.4	1.5	1.47
子育て支援（経済的支援、育児支援、各種子育て講座など）	73.9	2.0	1.30
小・中学校の施設・設備の整備	74.9	5.7	1.22
幼稚園・保育所等における幼児教育の充実	67.7	2.7	1.19
青少年の健全育成	68.2	4.2	1.12
図書館運営の充実	71.2	7.7	1.12
教育施設（生涯学習センター、文化・スポーツ施設）の整備	68.7	7.4	1.05
学校と地域社会との連携	68.5	7.2	1.03
地域の教育力の向上に向けた取組み	61.8	7.2	0.93
家庭教育に関する事業の充実	62.8	8.2	0.86
地域人材や環境を活用した教育	62.0	8.7	0.85
文化財の保護と活用	51.9	10.4	0.69
地域や学校の独自性を活かした教育	56.8	16.1	0.67
生涯学習の機会の提供	52.1	13.4	0.60
郷土を愛する心を育む教育	55.6	17.1	0.59

※着色した項目が、子育て関連施策。重要度得点平均は 1.05

南相馬市で取り組む教育施策の「今後の重要度」を5段階評価（「重要」、「やや重要」、「あまり重要でない」、「重要でない」、「わからない」）で尋ね、『重要（重要+やや重要）』と『重要でない（重要でない+あまり重要でない）』の割合を算出するとともに、選択肢ごとに以下の点数を付与することで、得点を算出しました。

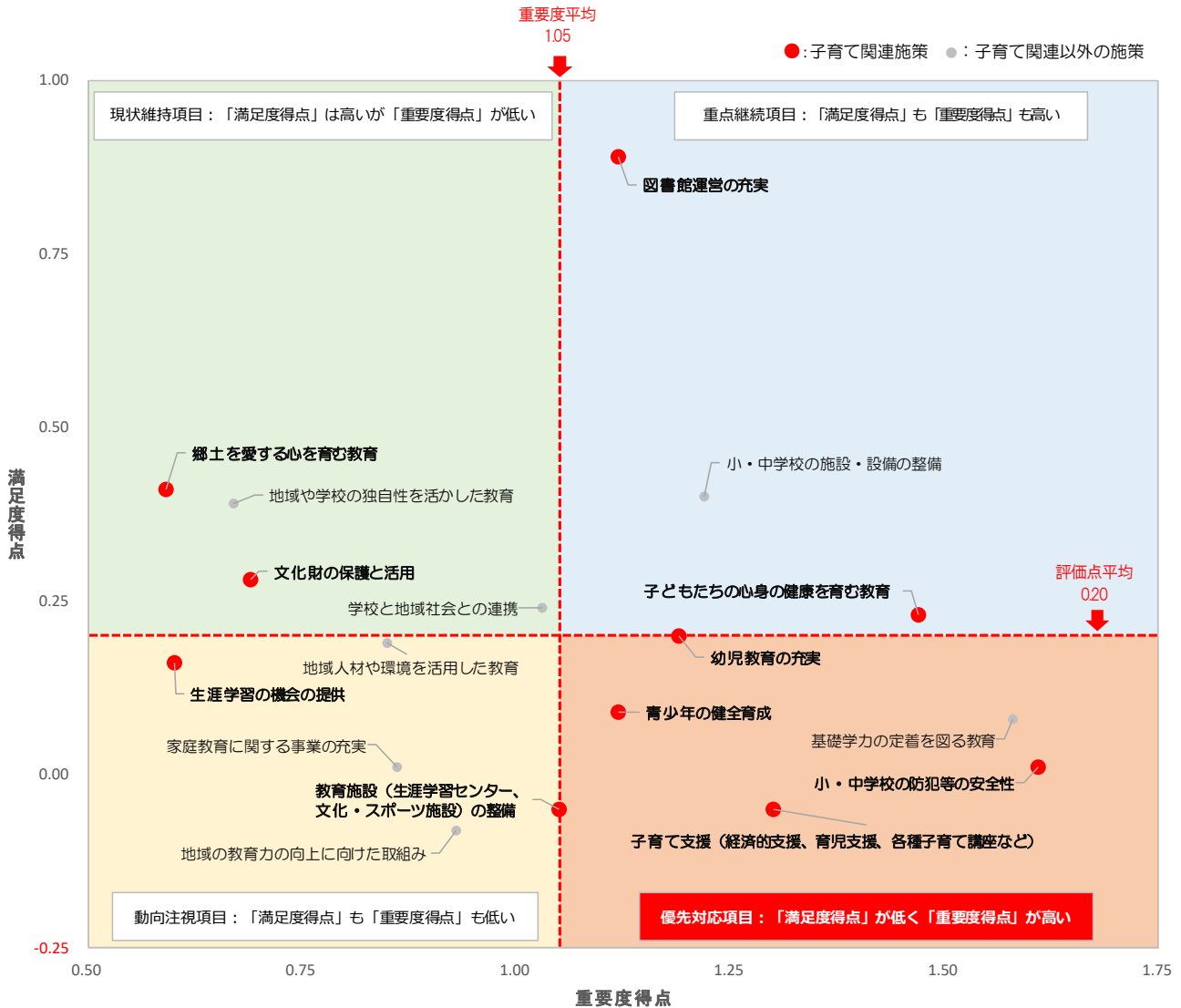
「重要」：2点 「やや重要」：1点 「あまり重要でない」：-1点 「重要でない」：-2点
「わからない」：0点

その結果、『重要』は「小・中学校の防犯等の安全性」（81.4%）、「基礎学力の定着を図る教育」（79.4%）、「子どもたちの心身の健康を育む教育」（78.4%）で8割前後と多くなっています。一方、『重要でない』はいずれの項目も2割未満となっています。

上記を踏まえた重要度得点は、「小・中学校の防犯等の安全性」（1.61）で最も高く、次いで「基礎学力の定着を図る教育」（1.58）、「子どもたちの心身の健康を育む教育」（1.47）となっています。

一方、「郷土を愛する心を育む教育」（0.59）、「生涯学習の機会の提供」（0.60）などでは重要度得点が低くなっています。

【満足度×重要度（散布図）】



※「満足度得点」、「重要度得点」の関係を表す領域線は、それぞれの平均値

※得点の高い／低いについては、あくまで平均値と比較して相対的に高い／低いということを示したもの

前述の「満足度得点」、「重要度得点」をもとに、各施策における項目間の相対的な位置付けを整理するため、散布図を作成しました。

その結果、「満足度得点」が低く「重要度得点」が高い項目として、「青少年の健全育成」、「小・中学校の防犯等の安全性」、「子育て支援」等が位置しており、これらは特に優先的に取り組む必要があります。

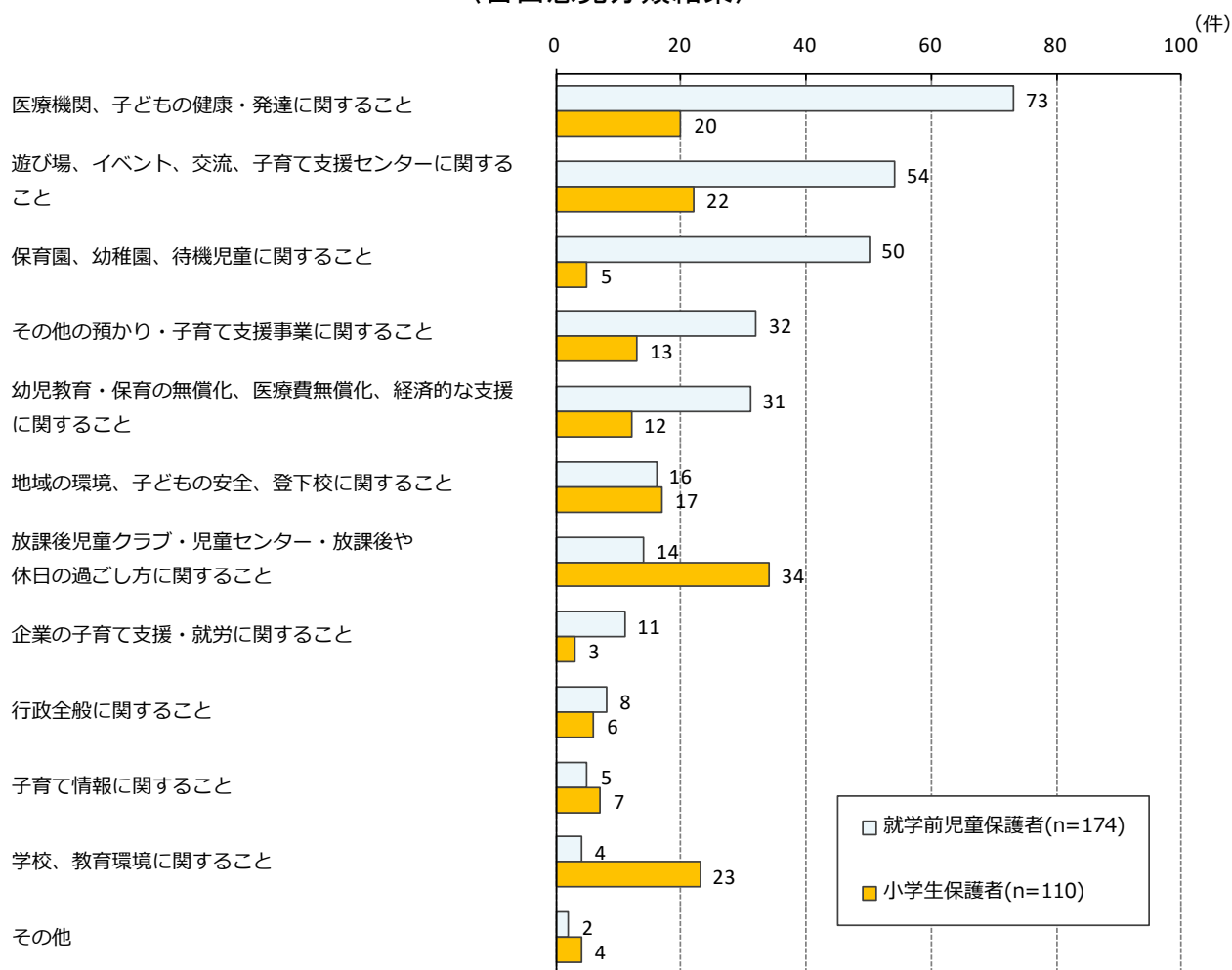
(9) その他

自由記載には、就学前児童保護者 174 名から 300 件、小学生保護者 110 名から 166 件の意見が寄せられました。

就学前児童保護者では、「医療機関、子どもの健康・発達に関すること」が 73 件と最も多く、小児科の充実や休日・夜間に 24 時間対応する医療施設の開設などへの意見が多く挙げられました。次いで、「遊び場、イベント、交流、子育て支援センターに関すること」が 54 件となり、屋内遊び場や公園の整備、親同士の交流のサポートなどへの意見が多く挙げられました。

小学生保護者では、「放課後児童クラブ・児童センター・放課後や休日の過ごし方に関すること」が 34 件と最も多く、放課後児童クラブ・児童センターのサービスの充実や休日の受け入れなどへの意見が多く挙げられました。次いで、「学校、教育環境に関すること」が 23 件となり、教育環境の質の改善や学力向上のための取り組み、登下校時の安全対策などへの意見が多く挙げられました。

〈自由意見分類結果〉



第5節 子ども・子育て審議会委員からの意見

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の定めにより、審議会等の設置に努め、当事者の意見を聴かなければならないとされていることから、外部の有識者等で構成する「南相馬市子ども・子育て審議会」を開催し、委員より意見等を聴取しました。

1 子ども・子育て審議会活動（計画策定に係る部分）

- ・身分 非常勤特別職
- ・定員 15名以内
- ・任期 2年

区分	取り組み概要	実施時期		参加者
審議会	第二期計画の策定に関し意見を述べること	第1回	令和元年5月30日(木)	11名
		第2回	令和元年8月1日(木)	8名
意見照会	第二期計画において重視すべき方向性・必要な取り組みについて、委員15名を対象に書面にて意見照会	7月5日(金)～8月1日(木)		6件

2 審議会委員意見・意見聴取結果（総合的な事業展開に係るもの抜粋）

- ・心の豊かさを培うための体験活動、地域性を活かした独自性のある授業が必要
- ・南相馬市独自の子育て個別相談の場の整備を希望
- ・小児救急医療面で不安があるので早急に対応してほしい。（園児の体調急変時）
- ・子育てハンドブック掲載手法などの改善（受け取る側が分かりやすい医療機関情報）
- ・待機児童解消のための抜本的な取り組みが必要
- ・育休中の母親を支援する取り組みを追加的に実施してほしい。
- ・子どもが病気の時、気軽に休めるような取り組みを応援する事業を設けるべき。
- ・小学校におけることばの教室少人数クラスの設置を希望
- ・子どもたちの安心、安全について、杉並区通り魔事件や大津市交通事故を踏まえた事業の検討が必要

第6節 第一期計画の点検・ニーズ調査結果・審議会意見に基づく評価

第一期計画の点検、保護者に対するニーズ調査結果に基づき現状、課題、評価（対応の方向性の分析）を行い、次のとおり取りまとめ・総括を行いました。

【第一期子ども・子育て支援事業計画の点検結果・評価まとめ】

主な課題	評価(対応の方向性)
<p><人口減少> 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少と、それに伴う医療、保育等分野の人材不足</p> <p><育児に対する負担感> 育児や子育て環境に対して不安や負担感を抱く家庭、子育てに喜びや前向きなイメージを持っていない家庭が存在</p> <p><施策の認知不足> 子どもを支援する仕組みや取り組みが十分に認知されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚活支援 家庭を築きたい男女に対する相談や出会いの場の提供 ● 育児に対する前向きな意識の醸成 子育ての負担や不安を軽減し、保護者が前向きに子どもと向き合える支援策の展開 ● 子育て施策の周知強化 周知媒体の多チャンネル化等による子育て情報発信の強化
<p>I. 母性並びに子どもの健康の確保及び増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不安なく子育てを楽しめる環境の整備・支援の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものいる毎日の生活が楽しいと感じる保護者は約4割と横ばいの状況 ・小児科等の医療救急体制に対する不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担軽減を図る施策展開及び相談等による育児不安や孤立の未然防止 ・救急医療体制の確保及び医療人材の育成
<p>II. 地域における子育ての支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の預かりニーズに的確に対応できる保育の提供及び預かり事業の展開
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、児童クラブ待機児童の未解消 ・病気の児童等に対する支援体制が未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育人材等の確保による待機児童解消 ・幅広い預かりニーズに対応した保育体制の確立
<p>III. 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々なケースの子どもや家庭などに対応した支援の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児などに対する、きめ細やかなサポート体制が限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のケースに即した育児及び家庭支援策の展開
<p>IV. 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故や事件を未然に防止し、子どもの心身を健やかに育てる場や機会の提供
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体力水準は平均的 ・事故や事件の未然防のための教育及び環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び場の設置や体験学習機会の確保による健全育成及び子どもの可能性の発掘 ・道路等における安全の確保及び意識啓発
<p>V. 職業生活と家庭生活の両立の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と家庭の両立支援及び子育て負担偏重の是正
<ul style="list-style-type: none"> ・両立が困難な家庭に対する支援策が限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援策の拡充、父親の家事育児参加推進

めざす姿

安心して子育ての喜びを感ずる子どもを産み育てることができる施策の展開

【ニーズ調査結果・評価まとめ】

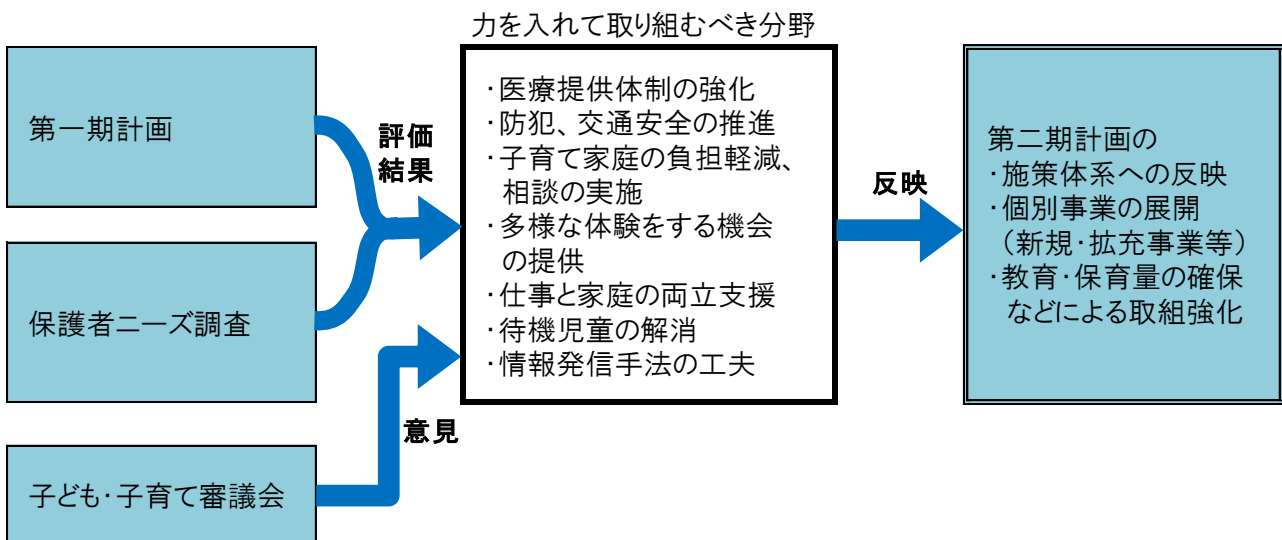
調査項目	今回調査結果	評価(対応の方向性)
主に子育てを行っている人	就学前児童保護者で主に母親の割合が上昇	母親の負担軽減、父親の育児参加促進
震災前に居住していた小学校区	就学前児童保護者で市外が1/4	孤立防止や育児相談等の推進
子育てのしやすさ	5年前に比べ「そう思う」が増加	子育て施策の基本的方向性の維持
幼稚園・保育園に期待すること	遊びや集団行動に関する項目が上位	幼児教育・保育の充実
悩みの相談先	配偶者、父母・祖父母、友人知人が上位、公共窓口等は少ない	相談支援事業の充実
小学校に期待すること	いじめ防止、豊かな心が上位	心身の健全育成の推進
子育て環境充実のために重要なこと	小児医療提供体制、両立支援が上位	小児医療提供体制、両立支援の推進
教育の満足度	図書館の充実が高く、防犯等安全性が低い	防犯等の安全性の向上
教育施策の今後の重要度	防犯等の安全性、心身の健康増進が上位	防犯等の安全性、心身の健康増進の推進

評価結果に基づく施策の強化

【力を入れて取り組むべき分野】

第一期計画の点検結果、保護者に対するニーズ調査結果に、審議会委員からの意見を加え、第二期計画において特に力を入れて取り組むべき分野を次のとおりまとめました。

これらの分野については、施策体系への反映のほか、個別事業の展開（新規・拡充事業）や教育・保育量の確保等により取り組みを強化します。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもは未来の担い手であると同時に、家庭に幸福をもたらし、地域に活気を与える存在です。子どもたちが健やかで前向きに成長していくためには、子ども自身が日々健やかに、笑顔で過ごせる環境に加え、保護者が安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える必要があります。

しかし、核家族化や地域社会のつながりの希薄化といった社会背景の変化や、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生は、家庭における子育ての負担や不安を増大させ、子どもの健やかな成長を阻害するなど、本市における子どもや家庭を取り巻く環境に深刻な影響を及ぼしてきました。

これら困難な状況の克服のため、本市では、地域全体で子どもや子育て家庭に寄り添い、保護者が安心して出産や子育てに向き合える環境を整えるとともに、未来を担う子どもたちが、本市で夢や希望を持ち、毎日がかがやく笑顔で過ごせるような取り組みを進め、保護者と子どものより良い家庭環境の形成と、子どもの健やかな成長の実現を図ります。

次代を担う子どもたちとそれを支える保護者が、周囲からの温かい愛情に包まれて、この地で安心して過ごすとともに、子どもたちの笑顔がかがやく、将来、故郷「南相馬」に誇りと愛着を持てるまちの実現を目指し、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。

■基本理念

「安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちの笑顔がかがやくまち」

第2節 基本施策

本計画では、第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の重点施策を、子どもと子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ再編成し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援として、次の4つの基本施策を掲げます。

I. 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

子どもや母親の健康の支援、子どもの医療を取り巻く環境の充実、子どもの安全・安心確保の推進など、母性並びに子どもの健康・安全の確保を図ります。

II. 子育て家庭の負担軽減及び支援の充実

保育サービスや幼児教育の充実、相談支援体制や経済的支援の充実、子育て支援のネットワークづくり、仕事と子育ての両立のための基盤整備など、子育て家庭の負担軽減を図るための支援を行います。

III. 援助を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実、震災により被災した児童等への支援の充実、子どもの貧困対策など、社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援を行います。

IV. 次代を担う人材の育成

子どもの心身の健全育成の推進や多様な体験・ふれあいの機会づくりなど、子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備を進めます。

第3節 施策の体系

基本理念に基づく基本施策は以下に示すものとし、本体系に基づき、各施策や事業を展開します。

〈第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画 施策体系図〉



第4章

分野別施策の展開

(計画期間：令和2年度～令和5年度)

※ 主な取り組み及び成果指標の冒頭の表記は、その事業及び数値等が掲載されている計画を表します。また、新規・拡充した事業も併せて表記します。

総 : 南相馬市復興総合計画後期基本計画

実 : 南相馬市復興総合計画実施計画

保 : 南相馬市保健計画

男女 : 南相馬市男女共同参画計画

教 : 南相馬市教育振興基本計画

新 : 新規実施事業（令和元年度の途中以降に実施を予定している分）

拡 : 既存事業の拡充を行った事業（令和元年度の途中以降に実施を予定している分）

※ 他の個別計画との重複は避けることとします。（重複する場合は計画名、事業名のみ表記します。）

第4章 分野別施策の展開

第1節 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

◆施策の方向

- 1 健やかに産み育てることができる環境づくり
- 2 医療を取り巻く環境の整備
- 3 安心・安全な生活環境の推進

1 健やかに産み育てることができる環境づくり

現 状

- 平成27年国勢調査では、市の20歳～44歳の未婚者数は6,578人（男4,577人、女2,001人）に上り、結婚や家庭を営むことを希望しながらも実現に至らない男女が多く存在します。
- 妊産婦は、妊娠中に様々な要因により精神的に不安になったり、出産後に子育てにおける身体的、精神的負担により、ストレスや孤独感を感じたりすることがあります。
- 核家族化の進展などに伴う多世代同居家庭の減少などにより、家庭内での出産や育児に対し不安やストレスを抱える保護者が多くなっています。これらを和らげると同時に、子どもの健康に関する必要な知識を一層浸透させ、母子ともに健康を保ち、ゆとりある子育てができるような支援が重要です。

課 題

- 結婚等により、子どもを儲けたり家庭を営むことを希望する市民の望みがかなえられるよう、婚活相談や男女が会う機会づくりなどの支援を行う必要があります。
- 妊産婦が安心して出産し、子どもが健やかに成長できるように、母子保健事業等を通じた子どもや父母の支援を推進していく必要があります。
- 子育てに関する相談体制の強化や母親の育児負担軽減、父親の家事・育児参加の促進などを通じ、保護者が子育てに楽しさを感じられる環境づくりをする必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	母子健康包括支援センター事業(利用者支援事業)	母子健康包括支援センター(原町保健センター内)を相談支援の拠点とし、母子保健及び育児に関する様々な悩み等に保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援事業を実施します。	健康づくり課

	事業名	事業概要	担当課
実	母子保健事業(地域子ども・子育て支援事業、発達支援及び思春期保健分野を除く)	母子健康手帳交付事業及び保健指導、妊産婦健康診査費用の助成、マタニティファミリーセミナー、乳幼児健康診査及び個別相談、母子愛育会員の養成・活動支援を通して、妊産婦及び母子の健康づくりを支援します。	健康づくり課
実	放射線被ばく検診事業	ホールボディカウンターやベビースキャンを用いた内部被ばく検診を実施し、放射性物質に対する不安軽減を図ります。	健康づくり課
実	婚活支援事業	結婚意欲のある市民に対する出会いの場の提供のため、縁結びサポーターによる「個別相談会」及び「出会いイベント」を実施するほか、縁結びサポーターに対するスキルアップセミナー等を実施します。	こども家庭課
実	ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業	新生児保護者に対し、お祝い品として紙おむつ、おしりふき、粉ミルクを支給します。	こども家庭課
	未熟児養育医療費助成事業	出生後速やかに適切な処置を行う必要がある未熟児に対し、入院医療費の助成を実施します。	こども家庭課
	乳幼児こども医療費助成事業	0歳～18歳までの医療費(保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額)に対する助成を実施します。	こども家庭課

◇該当する地域子ども・子育て支援事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市保健計画

◇他の個別計画掲載事業

産後ケア事業、妊婦歯科健康診査事業、フッ化物洗口事業、食育推進事業、放射線に関する基礎知識の周知、思春期保健事業、予防接種事業(任意予防接種の助成を含む)

成果指標

	成果指標	現状値(H30)	目標値(R5)
総	南相馬市の出生数	319人	362人
			参考値(R4) 362人

出典：福島県現住人口調査年報

2 医療を取り巻く環境の整備

現 状

- 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、本市の医療体制は大きなダメージを受けました。産婦人科の専門医療機関が市内2カ所に限られており、平日深夜や土日祝日などの全ての時間帯において市内で小児救急専門の受診ができないなど、現在も産科・婦人科・小児科医療の提供体制が不足しており、医療面で不安を抱く保護者が多く存在します。
- 平成24年10月より18歳までの医療費を無料とする「乳幼児こども医療費助成事業」を実施し、保護者の負担の軽減を図っています。
- ニーズ調査『南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと』において、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が63.2%と最も回答が多くなっています。

課 題

- 医療人材の確保や育成により、医療提供体制を強化する必要があります。
- 県立医科大学などに対し、小児科医の派遣を引き続き強く要望していくとともに、相馬郡医師会や市内医療機関等と地域医療の在り方を検討し、地域医療提供体制の充実に努めます。
- 深夜や土日祝日などの医療機関における休診時の対応ができる体制確保や、緊急時の適切な受診情報の周知等をさらに進める必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	在宅当番医制度負担金	日曜及び祝日日中の初期救急医療提供のため、市内の開業医、薬局、歯科開業医による当番割当を行い、日曜祝日の緊急的な病気やけが等の体制整備に対応する費用を負担します。	健康づくり課
実	夜間小児科・内科初期救急医療事業	市内病院において、土・日・祝日・年末年始の夜間に小児科及び内科の初期救急を受けられる環境を提供し、休日夜間に緊急的な受診ができる環境を整備します。	健康づくり課
拡	診療所等開設・改修費用の一部助成	市内に不足する診療科(小児科ほか)の診療を新たに始める医師又は医療法人に対し、開設・改修等にかかる費用の一部を助成します。	健康づくり課
実	寄附講座設置事業	市内病院で不足する医師確保のため、市内病院が大学医学部への寄付金により設置する寄附講座に対し補助金を交付します。	健康づくり課
実 拡	子育て応援情報交流事業(再掲)	子育て応援ハンドブック及びWEBサイト「げんきッズ!!ネット」上において、保護者に伝わりやすい小児医療機関情報の発信を行います。	こども家庭課

◇関連する他の個別計画

南相馬市保健計画

◇他の個別計画掲載事業

かかりつけ医促進事業、医療資格養成校の就学資金貸付け

成果指標

	成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)	
総	小児入院受け入れ病院数	0 施設	1 施設	
			参考値(R4)	1 施設
総	市内救急医療機関数	4 病院	4 病院	
			参考値(R4)	4 病院

3 安心・安全な生活環境の整備

現 状

- 近年、国内各地において子どもが被害者になる痛ましい事件、事故が増加しています。社会全体で子どもを犯罪や事故から守っていくためには、地域における防犯活動、交通安全活動の活性化を図る必要があります。
- ニーズ調査『現在の南相馬市の教育の評価と今後の重要度』において、「小・中学校の防犯等の安全性」が 81.4%と最も重要度が高い項目となっている一方で、不満が 36.0%と評価が低くなっています。

課 題

- 子どもを交通事故や犯罪から守るため、安全性や防犯に配慮した道路環境を整備する必要があります。
- 防犯及び交通安全の意識啓発や教育を図るとともに、地域における子どもの見守り等を推進する必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	スケアードストレイト交通安全教室の実施	小中学校においてスケアードストレイト(スタントマンによる現場事故再現手法による)交通安全教室を実施し、交通安全、交通事故防止に対する意識を高めます。	生活環境課
実	防犯カメラ設置事業	防犯カメラシステム設備の維持及び保守管理を行い、犯罪の未然防止、抑止を図ります。	生活環境課
新	安全運転支援装置設置促進事業	高齢運転者を対象に自動車の安全運転支援装置の取り付け費用の一部助成を行い、誤発進、急発進等による児童等への死傷事故の未然防止を図ります。	生活環境課
拡	防犯・自衛力向上事業	放課後児童クラブ職員等を対象に、防犯・自衛用具の使用、児童等の避難誘導、緊急通報等に係る講習会を実施する。	こども家庭課
	共生のまち推進事業	児童をはじめ、高齢者や障がい者などの交通弱者の安全確保のため歩道の拡幅、誘導ブロックなどの設置を図り、交通事故の未然防止を図ります。	土木課
実	防犯灯設置事業	夜間通学時の安全確保、犯罪及び事故防止のため、防犯灯の設置を推進します。	土木課

◇関連する他の個別計画

南相馬市交通安全計画

◇他の個別計画掲載事業

チャイルドシート着用の啓発

成果指標

	成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)	
総	交通事故発生件数 (人身事故件数)	93 人	80 人	
			参考値(R4)	80 人
総	犯罪発生件数 (刑法犯認知件数)	277 件	162 件	
			参考値(R4)	162 件

第2節 子育て家庭の負担軽減及び支援の充実

◆施策の方向

- 1 保育サービス・幼児教育の充実
- 2 相談・支援体制の充実
- 3 子育て家庭への経済的支援
- 4 子育て支援のネットワークづくり
- 5 仕事と家庭との両立の支援

1 保育サービス・幼児教育の充実

現 状

- 共働き世帯の増加に伴い、一時預かりや延長保育などの保育ニーズが多様化するとともに、育児休業明けから就学までの隙間のない保育ニーズも高まっています。
- 令和元年10月1日より開始となった国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3～5歳児や、住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料が無償化の対象となっています。
- 病児・病後児保育事業が未整備であったり、保育園や放課後児童クラブにおいて待機児童が発生しているなどの状況にあり、これらの改善が急務となっています。

課 題

- 個々の保育ニーズに対応していくため、ファミリー・サポート・センター会員など地域の支え手育成などの子育て支援にも力を入れながら、利用者の立場に立った多様な保育サービスの充実を図る必要があります。
- 国の保育料無料化の対象とならないケースについても、市独自の保育料無償化などの実施により、経済面での支援を行う必要があります。
- 保育人材の確保及び育成等を通じて、保育サービスの充実を進めるとともに、待機児童の解消を図っていく必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	保育サポーター養成	ファミリー・サポート・センター事業における提供会員(まかせて会員)の登録推進のための講座を実施します。	こども家庭課
	保育料無償化	国の無償化の対象とならない、0～2歳の住民税課税世帯の保育所、認定こども園、小規模保育施設の利用料について、市独自の措置として無料とします。	こども育成課
実	延長保育促進事業補助金	延長保育事業を実施する私立保育所及び認定こども園に対する補助金を交付します。	こども育成課

	事業名	事業概要	担当課
実	地域保育施設助成事業補助金	認可外保育施設運営等費用に対する補助金を交付します。	こども育成課
実	認可外保育所入所者支援事業	認可外保育施設に入所する児童の保護者に対し、保育料を助成します。	こども育成課
実	認定こども園・地域型保育事業保護者助成事業補助金	私立認定こども園・地域型保育事業所の在園児の保護者に対し、保護者負担の保育料が実質無料となるよう補助金交付します。	こども育成課
実	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	私立認可保育施設に勤務する保育士の宿舎借上費用の全部又は一部について補助します。	こども育成課
実	保育体制強化事業補助金	私立保育事業者(保育所・認定こども園)に対し、保育設備や遊ぶ場所等の清掃、給食の配膳・片付け、寝具の用意・片付け等を行い保育士の負担軽減を図る保育支援者の配置に要する費用の一部を補助します。	こども育成課
実	保育士等人材確保事業	保育士等人材確保のため、保育士等養成学校訪問、保育士就職フェア参加、保育士等修学資金貸付制度チラシ作成等を実施します。	こども育成課
実	私立保育所等給食検査体制事業補助金	民間保育所等が実施する給食食材の放射性物質検査材料代に対する補助金を交付します。	こども育成課
実	保育所給食検査体制整備事業	市内保育所(園)・認定こども園が実施する給食食材の放射性物質事前検査を実施します。	こども育成課
実	幼稚園教諭宿舎借り上げ支援事業補助金	私立幼稚園教諭の宿舎借上費用の全部又は一部補助します。	こども育成課
新	民間保育所等給食食材費補助金	民間保育所等が提供する給食用食材費に対する補助金を交付します。	こども育成課
新	私立幼稚園給食費保護者助成金	私立幼稚園在園児の保護者が負担する給食費に対し助成金を交付します。	こども育成課

◇該当する地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業、ファミリーサポート推進事業、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)、病児・病後児保育事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市教育振興基本計画、南相馬市障がい者計画、南相馬市障がい児福祉計画

◇他の個別計画掲載事業

障がい児保育事業補助金

成果指標

	成果指標	現状値(R1)	目標値(R5)	
総	待機児童数	29人	0人	
			参考値(R4)	0人

2 相談・支援体制の充実

現 状

- 長引く避難生活によるコミュニティや家庭環境の変化に伴い子育て世帯が孤立するなど、子どもと親を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ニーズ調査『子育てに関する悩みの相談先』において、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「配偶者」「父母・祖父母等の親族」「友人（子育て中の仲間など）や知人」など親族や身近な友人が相談相手である場合が上位1位から3位までを占め、一方で「子育て支援施設・NPO法人」「市役所の子育て関連担当窓口」など公共の施設や団体は少ない傾向があります。
- 乳幼児健康診査時（4か月健康診査）の保護者アンケートで把握した、「子どものいる生活の毎日が楽しいと思う人」の割合は、平成30年度で約36%とおおよそ3人に1人となっており、平成25年度（38%）と比較してもほぼ横ばいで推移しています。（第1章 1 健やかに産み育てられる環境づくりより移動）

課 題

- 保護者の育児や家庭生活に対する悩みや不安の解消を図るため、子育て家庭同士の交流、相談・支援体制の充実、わかりやすい子育て情報の発信を行う必要があります。
- 公共の相談先がわからない、相談しにくいと考えている保護者のため、相談しやすい仕組みづくりや相談先の認知度向上のための広報活動等を行っていくことが求められます。

主な事業・取組み

事業名	事業概要	担当課
ママのこころの相談会	子育てに係る母親の精神的ストレスの緩和や母親の育児負担感、育児不安の軽減のために臨床心理士等による個別相談を実施します。	健康づくり課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員を配置し、養育や家族関係、子どもの発達等の問題を抱える児童やその保護者の相談に応じるとともに、必要な支援を行います。	こども家庭課
子育て支援拠点施設整備事業	育児相談、情報提供、保護者の交流の場である子育て支援センターの機能充実を図るための子育て拠点施設及びファミリー・サポート・センター事業を提供する公共の場などの整備について検討します。	こども家庭課

◇該当する地域子ども・子育て支援事業

子育て支援センター管理運営事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市地域福祉計画、南相馬市保健計画、南相馬市男女共同参画計画

◇他の個別計画掲載事業

民生・児童委員活動推進事業（訪問相談、支援活動）

成果指標

	成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)	
保	「こどものいる毎日の生活が楽しい」 の割合	35.9%	40%	
			参考値(R4)	40%

出典：乳幼児健康診査時（4か月健康診査）保護者アンケート

3 子育て家庭への経済的支援

現 状

- ニーズ調査『南相馬市は子育てしやすい環境かどうか』において、「そう思う」と回答した割合が就学前児童保護者、小学生保護者ともに約5割と、平成25年度に実施した前回調査（約3割）に比べ大幅に上昇しており、市の子育て施策の基本的な方向性が評価されていると判断されます。（第1章 1 健やかに産み育てられる環境づくりより移動）
- 市では、18歳までの医療費の無料化、障がい児やひとり親世帯、震災遺児等支援を必要とする子ども等に対する各種助成を行うなど、様々な分野において子育てにかかる経済的負担の軽減策に取り組んでいますが、ニーズ調査においては経済支援の充実に対する要望が15項目中3位と高く、子育て環境の充実に向けて引き続き経済支援の充実が重要となっています。

課 題

- 医療費や保育料の無料化、妊産婦健康診査や認可外保育施設への助成等について継続を検討する必要があります。
- 家庭の経済状況など子どもの置かれている状況によって子どもの成長や将来の夢の実現に悪影響を及ぼすことのないよう、支援を必要とする家庭や子どもへの経済的支援の充実が必要です。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	在宅保育支援金	保育園等に在園していない満3歳未満の児童を家庭で保育をしている世帯に対し、在宅保育手当を支給します。	こども家庭課
実	交通遺児激励金支給事業	交通遺児に対する激励及び福祉の向上を図るため、激励金を支給します。	生活環境課
実	若者等世帯定住促進事業	若い世代の定住を促進するため、転入する子育て世帯の賃貸住宅入居や住宅取得に対し、奨励金を交付します。	建築住宅課
実	みらい育成修学資金事業	みらいを担う者に対し、修学に必要な資金として、育英資金・看護師等修学資金・保育士等修学資金の貸付及び修学資金の給付を行います。	教育総務課

◇関連する他の個別計画

南相馬市保健計画

成果指標

	成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
教	一般市民の子育て支援（経済的支援等）の満足度	18.6%	22.6%

4 子育て支援のネットワークづくり

現 状

- 社会環境の変化により核家族化や地域のつながりの希薄化が進展し、父母だけで行う家庭内の子育てに不安や負担感を感じる親が多くみられます。
- ニーズ調査『震災前に居住していた小学校区』において、「市外」が最も多く全体の24.9%を占めることから、震災や原発事故に伴って避難や転居等を強いられ、市外から転入してきた保護者が増加していると推察され、子育て中の保護者の孤立が懸念されます。
- 子ども向けの文化芸能教室、親子体力づくり講座、アート活動、アプリを活用した子育てシェア、子ども食堂、家庭訪問型子育て支援、イベント・交流施設での市民間の交流など、民間主体による独自の子ども・子育て支援サービスの動きが見られます。

課 題

- 子育て中の親の不安を解消するため、子育て家庭が地域とのつながりを保つための機会や情報の発信が求められます。
- 子育て家庭が孤立することなく、子育ての当事者同士が地域で出会い、交流し、ゆとりをもって子育てを楽しむことができるようサポートしていく必要があります。
- 民間サービスの専門的なノウハウ、多様な人材、幅広いネットワークなどを活用した取り組みの推進を図るとともに、実施主体との協働により、課題の解決や子育て力の向上を図っていく必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	育児サークル支援	育児サークルの立ち上げに係る相談支援や自主的活動への相談支援等の環境づくりを行います。	健康づくり課
実	子育て応援基金助成事業	各種団体等が自主的・主体的に実施する子育て支援事業(子育て支援、子育てネットワークづくり、子育て支援環境づくり等)に対する助成金を交付します。	こども家庭課
実	子育て応援情報交流事業	子育て応援ハンドブックの発行及びWEBサイト「げんきッズ!!ネット」の運営を行い、子育てにまつわる様々な情報を発信するとともに、登録のあった育児サークル団体による情報発信やサークル同士の連携を支援します。	こども家庭課

成果指標

	成果指標	現状値(H30)	目標値(R5)	
総	子育て応援WEBサイトのアクセス数	28,967件	37,000件	
			参考値(R4)	36,700件

5 仕事と家庭との両立の支援

現 状

- 子育てをすることは社会そのものを育てることにもつながることから、地域をはじめ、企業、行政といった社会全体で積極的に子育て家庭を見守り、支援していく必要があります。
- 近年、女性就業率が著しく上昇しており、また共働き世帯も増加傾向にあることから、仕事と子育ての両立を支援する取り組みが求められています。
- ニーズ調査『主に子育てを行っている人』において、就学前児童保護者では「父母ともに」の48.5%に次いで「主に母親」の割合が46.1%と多くなっており、母親の育児負担が増加傾向にあります。（第1章 1 健やかに産み育てられる環境づくりより移動）
- ニーズ調査『南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと』において、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」が36.6%と、全項目の中で2番目に回答が多くなっています。

課 題

- 勤務先において、育児休業制度や年次有給休暇の積極的な取得、労働時間の短縮やフレックスタイトム制の導入など、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要です。
- 市内の事業所に対し、育児休業制度の普及や子どもの病気等の際に柔軟に休暇が取得できる仕組みづくりなど、多様な働き方の推進について協力を求め、仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりを促進していく必要があります。
- 男性が女性とともに家事や育児等を担うための知識や意欲を高める必要があります。
- 保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等、子どもの預かり等を通して仕事と子育ての両立を支援する取り組みの更なる充実が求められます。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	事業主への仕事と子育ての両立支援の広報・啓発	育児・介護休業制度などの利用促進のため、パンフレットや広報媒体を活用した制度周知を図ります。	商工労政課
新	「魅力ある職場環境づくりガイドブック」作成事業	子育てしやすい就労環境の整備、意識醸成等を図るため、国・県・市の制度及び支援策等をまとめた「魅力ある職場環境づくりガイドブック」を作成・配布します。	商工労政課
実	男女共生推進事業	男女共生に関する情報提供のため、情報誌「はーもにい」の発行や、講演会を通じた啓発活動を実施します。	生涯学習課
	男性の家庭生活参画支援	男性の働き方を見直し、家事・育児などの家庭生活や地域活動への参画を支援するため、男性向けの料理教室など、家庭生活に参画するための学びの場の開催や情報提供を進めます。	生涯学習課

	家庭教育講座・子育て学習講座の開催	子どもの基本的な生活習慣や生活能力等を身につけるために、学習機会提供や支援を行います。	生涯学習課
--	-------------------	---	-------

◇該当する地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業、ファミリーサポート推進事業、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

◇関連する他の個別計画

南相馬市男女共同参画計画

成果指標

	成果指標	現状値(H30)	目標値(R5)
男 女	ワーク・ライフ・バランスという用語の周知度	男性 42.1% 女性 34.4%	男性 43.9% 女性 36.2%
男 女	男性向け講座・教室の開催	1 施設／4 回開催	3 施設／12 回開催

第3節 援助を必要とする子どもや家庭への支援

◆施策の方向

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等への自立支援
- 3 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実
- 4 被災児童等への支援
- 5 子どもの貧困対策

1 児童虐待防止対策の充実

現 状

- 近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、一貫して増加傾向にあります。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待も顕在化・深刻化しており、子どもへの虐待の早期発見と防止対策は、今、最も重要な課題の一つとなっています。
- 近年の核家族化等を背景とした地域の連帯感の希薄化などにより、家庭における子育ての機能や養育力が低下し、子どもと保護者に関わる問題も複雑かつ多様化してきています。
- DV、貧困など複雑な事情を抱えた妊産婦や、育児に悩む親が増え、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待につながる考えられます。

課 題

- 支援が必要な家庭が孤立しないよう、妊娠・出産・子育てに関しての相談しやすい体制整備や、身近なところで利用できる地域の子育て支援サービスの充実が求められます。
- 妊娠期から子育て期の、周囲の支えを必要としている家庭を把握し、適切な支援ができるよう関係機関の連携強化や役割分担、情報共有など、虐待の未然防止や早期発見のための体制強化が求められます。
- 市民一人ひとりが、虐待を防ごうとする意識を持ち、虐待が発見された場合に早急に対応できるような体制や、普及啓発活動の充実を図る必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実 拡	児童虐待防止対策事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)により関係機関と緊密に連携し、要保護児童等の早期発見及び適切な対応に努めます。また、関係機関等との連携の視点も含めた子ども家庭総合支援拠点を整えるなど、支援体制の強化について検討します。	こども家庭課
	家庭児童相談事業(再掲)	家庭児童相談員を配置し、養育や家族関係、子どもの発達等の問題を抱える児童やその保護者の相談に応じるとともに、必要な支援を行います。	こども家庭課

◇該当する地域子ども・子育て支援事業

乳幼児健康診査事業、養育支援訪問事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市保健計画

◇他の個別計画掲載事業

母子保健事業（乳幼児健康診査時の個別相談）

成果指標

成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)
児童虐待防止に関する研修会の開催数	3回	5回

2 ひとり親家庭等への自立支援

現 状

- 本市の平成 28 年度から平成 30 年度における児童扶養手当受給権者（離婚や配偶者の死亡等によりひとり親として児童を養育している者等）数は 439 名から 433 名と横ばいで推移しており、市の人口が減少している中、相対的にその比率が高まっています。
- 現在、県の母子相談員がひとり親家庭等の身近な相談窓口として、関係部局、民生児童委員、母子寡婦福祉団体などと連携をとりながら、自立へ必要な情報提供、相談指導を進めています。
- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立など経済的な自立の問題を中心に様々な課題を抱えており、両親がいる家庭に比べ精神的にも子育ての負担が大きい傾向にあるため、総合的な支援の充実が重要となっています。

課 題

- ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスを展開するとともに、自立支援に向けた現状の把握及び総合的な対策を実施していくことが必要です。
- ひとり親家庭が自立した生活を継続的に営めるよう、子育て支援、経済支援、就労支援など多角的な支援の充実が求められます。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用者支援事業(再掲)	ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成します。	こども家庭課
実	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母及び児童、並びに父母のいない児童の医療費(保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額)の一部を助成します。	こども家庭課
実	ひとり親家庭総合支援事業	要件を満たすひとり親家庭に対し、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定講座受講修了時及び認定試験合格時の給付金を支給します。	こども家庭課

◇該当する地域子ども・子育て支援事業
ファミリー・サポート・センター事業

成果指標

成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給者数	1 人	5 人

3 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実

現 状

- 近年、障がいを持つ人たちの社会参加や自立が強く叫ばれ、地域社会の一員として安定した生活を営み、障がいの有無にかかわらず、誰もが支え合い共生できる社会を目指す機運が高まっています。
- 平成 29 年度に策定した「第 5 期障がい者計画」及び「第 1 期南相馬市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもやその保護者が地域社会で安心して生活できるよう、関係機関が連携し切れ目のない支援を行うとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

課 題

- 支援の必要な子ども一人ひとりに応じた適切な支援を受けるためには、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携と、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 発達に支援が必要な子どもが過ごす、地域の居場所となる保育園や幼稚園、認定こども園、学校、児童クラブ等において、子どもたちが安心して生活できる体制を構築するために、発達特性へのさらなる理解促進が求められています。
- 保護者が、子どもの持つ発達特性や対応の仕方について相談できる体制の充実やサービス等の周知を図る必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	母子保健事業(ことばの相談会、乳幼児発達相談会、すこやか教室)	乳幼児健診等でことばや発達面で経過観察を必要とされた児と保護者に言語聴覚士(ことばの相談会)、臨床心理士(乳幼児発達相談会)による個別相談を実施します。また、小集団の中で親子が遊びを通して、児の成長発達を見ながら、保護者がかかわり方を学び相談できる場として、すこやか教室を実施します。	健康づくり課
実	発達障がい等児童早期発見・早期支援事業(発達支援システムの構築、発達支援研修会、ペアレントプログラム、巡回相談)	自立支援協議会発達障がい者支援部会及び情報交換会の開催、関係者を対象とした療育研修会、子どもへのかかわり方のコツを学ぶ講座、幼稚園・保育園(所)の巡回相談を行います。	こども家庭課
実	障がい児保育事業補助金	保育環境の向上を図るため、軽度又は重度障がいのある児童の保育を実施している認定こども園に対し、補助金交付します。	こども育成課

	事業名	事業概要	担当課
実	心身障がい者扶養共済加入補助金	心身障がい児・者の扶養共済制度の加入者掛金の一部に対し補助金を交付し、心身障がい児・者の扶養者の負担軽減を図ります。	社会福祉課

◇関連する他の個別計画

南相馬市保健計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

◇他の個別計画掲載事業

幼児通級指導事業（幼児ことばの教室）、障がい者社会参加促進事業（障がい児・者スポーツ交流会）、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業、おひさまといっしょに運営費補助金、健康福祉まつり、障がい児通所支援事業、日中一時支援事業、児童発達支援センター整備、児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所整備、医療的ケア児支援に係る関係機関協議の場の設置、医療的ケア児調整コーディネーター配置

成果指標

成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)
幼児ことばの教室の回数	週 3 日	週 5 日

4 被災児童等への支援

現 状

- 2011年3月に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所の事故により、進学や生活・家庭環境の変化など、被災児童等を取り巻く状況は目まぐるしく変化してきました。
- 震災及び原発事故からの復興が進む一方で、震災等により家族を亡くしたり、避難のため故郷を離れるなど、家族の喪失に伴う心の傷や環境の変化に起因したストレスなどを有する児童が存在します。

課 題

- 東日本大震災により親を亡くした子どもたちの健やかな成長を支え、安定した生活と希望する進路選択を実現できるよう、経済的な支援が必要です。
- 関係機関との連携のもと、被災児童等の悩みや不安、ストレス等に対する心理的ケアを行うとともに、巡回訪問や学習支援、交流活動等孤立防止に向けた取り組みの推進が求められています。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	東日本大震災遺児等支援金支給事業	東日本大震災により両親またはその一方を亡くした遺児及び孤児に対し支援金を支給します。	こども家庭課
実	東日本大震災遺児等支援事業	東日本大震災により両親またはその一方を亡くした遺児及び孤児に対し、カウンセリング、交流旅行の実施、学校卒業記念品の贈呈等の支援を行います。	こども家庭課
実	震災遺児等進学支援助成金交付事業	東日本大震災により両親またはその一方を亡くした遺児及び孤児に対し、進学支援のための助成金を交付します。	こども家庭課
実	被災児童の心のケア支援事業	被災児童を対象とした放課後児童クラブの巡回訪問、学習支援(宿題支援等)、放課後児童クラブ支援員向け研修会の開催、支援員及び保護者向けパンフレット作成を行います。	こども家庭課

◇関連する他の個別計画

南相馬市障がい者計画

成果指標

	成果指標	現状値(H30)	目標値(R5)
総	市外避難者の帰還者数	—	774人

5 子どもの貧困対策

現 状

- 厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は平成 27 年で 13.9%となっています。18 歳未満の子どもの約 7 人に 1 人が経済的に困難な状況にあり、子どもの貧困は社会全体として取り組むべき喫緊の課題となっています。
- 超党派の議員立法により、令和元年 6 月 19 日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立、交付され、市町村において子どもの貧困対策についての計画を策定する努力義務が課されています。

課 題

- 家庭の経済状況等によって、子どもの成長や将来の進路などに悪影響を及ぼすことのないよう、関係機関と連携のうえ、様々な支援を行っていくことが求められます。
- 現在、市内における子どもの貧困実態の把握がされていないことから、実態の把握に努める必要があります。

主な事業・取組み

- 市民アンケート調査等の手法により、本市における子どもの貧困実態の把握に努めます。

成果指標

- 子どもの貧困実態を把握し、課題や取り組むべき方向性を分析した後に、適正な成果指標の設定を行います。

第4節 次代を担う人材の育成

◆施策の方向

- 1 心身の健全育成の推進
- 2 多様な体験・ふれあいの機会づくり

1 心身の健全育成の推進

現 状

- 本市の小中学校における体力テストの成績は、全国平均程度となっています。
- 子どもが安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てるとともに、子ども自らの意志が尊重され、保障される社会をつくっていくことが重要であることから、社会全体の意識啓発を進め、子どもが保護の対象としてだけでなく、権利を持った主体として認められ、その権利が尊重される社会の構築が求められています。
- ニーズ調査『現在の南相馬市の教育の評価と今後の重要度』において、「子ども達の心身の健康を育む教育」の重要度が全項目の中で第3位となっており、優先的に対応が必要な項目と考えられます。加えて、「青少年の健全育成」は重要度が高い一方で、評価は低くなっており、こちらも特に優先的に対応が必要な項目と考えられます。

課 題

- 子どもの健やかな体づくりのため、楽しみながら身体を動かす場や、身体を使った様々な体験ができる機会等を設ける必要があります。
- 子どもたち自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や義務、参画意識を身につけ、主体的に社会に関わることができるような体験や経験の場を設ける必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	子どもスポーツ活動促進事業	市内に居住する18歳以下の児童及び市内の小中学校、高校に通学する生徒を対象に、スポーツ施設利用料を免除します。	スポーツ推進課
実	青少年健全育成市民会議事業	少年の主張南相馬市大会、社会を明るくする運動統一啓発集会、各地区推進協議会活動などを実施します。	こども家庭課
実	子どもの遊び場整備事業	雨天でも室内で体を動かすことが可能な、完全屋内型の「子どもの遊び場」施設を小高区に整備し、遊びを通じた子どもの心身の成長を促します。	こども家庭課
	子どもの遊び場管理運営事業	全天候型の運動施設である「わんぱくキッズ広場・かしまわんぱく広場」、屋外のちびっこ広場の管理運営を行い、運動や遊びの場を確保します。	こども家庭課

	事業名	事業概要	担当課
	みんなの遊び場管理運営事業	屋内砂場施設南相馬「みんなの遊び場」の管理運営を行い、運動や遊びの場を確保します。	こども家庭課
実	放課後子ども教室推進事業	小高区4小学校児童を対象に、地域の方々の参加と協力を得て、勉強や文化活動、地域住民との交流活動等のプログラムを実施します。	こども家庭課
実	少年センター運営事業	少年非行の早期発見、早期指導の拠点となる少年センターにおける地域活動(街頭指導)を実施します。	こども家庭課
実	公園施設改修事業	老朽化した都市公園施設の改修、遊具の更新、トイレ等の設置を進めます。	都市計画課
実	報徳精神がいきづくまちづくり事業	報徳仕法に関する講座の開催や、啓発用看板等の設置など、郷土の歴史や先人の知恵を振り返り、地域を見つめなおす機会を提供します。	生涯学習課
実	家庭教育支援総合推進事業	幼児期から思春期までの子供と保護者を対象に「家庭教育」に関する講座等を実施します。	生涯学習課

◇該当する地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市スポーツ推進計画、南相馬市保健計画、南相馬市教育振興基本計画

◇他の個別計画掲載事業

スポーツ少年団育成補助金、スポーツ少年団選手派遣事業補助金、スポーツ少年団指導者育成、母子保健事業(思春期保健事業)、いじめ問題対策事業、道徳教育強化推進事業

成果指標

	成果指標	現状値(H31)	目標値(R5)
総	新体力テスト	小5 40.0%	小5 45.0%
		中2 47.8%	中2 52.0%
			参考値(R4)
			小5 44.0%
			中2 51.0%
教	南相馬市の「自慢できるところ」や「好きなところ」がある割合	小5 58.5%	小5 62.5%
		中2 51.4%	中2 55.4%

2 多様な体験・ふれあいの機会づくり

現 状

- 子どもが自分で課題を見つけ自ら学ぶ力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康な身体を、社会全体ではぐくんでいくことが重要です。
- ニーズ調査『南相馬市の小学校に期待すること』において、「いじめのない学級、学校づくりの推進」の回答が就学前児童保護者では第1位、小学生保護者では第2位となっています。(1心身の健全育成の推進より移動)

課 題

- 自然体験や多様な体験学習、国際交流、子どもの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備や、指導者の育成等の支援を行っていくことが求められます。
- 多くの保護者が、子どもがいじめのない生活を送ることを希望していることから、他者への配慮や思いやりの心を育む、豊かな体験や学習の場が求められています。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	再生可能エネルギー普及啓発事業	市内太陽光発電所及び植物工場において、市内全小学生を対象とした再生エネルギー授業を実施します。	生活環境課
実	みらい夢こども交流事業	野馬追の里健康マラソン大会実行委員会に対し補助金を交付し、本市の子どもたちと招待自治体の子どもたちが本市出身のマラソン選手等によるワークショップや法螺貝体験などの交流を深める企画の実施を支援します。	スポーツ推進課
	野菜狩り体験ツアー	親子で参加できる野菜狩り等の農業体験ツアーを実施します。	農政課
実	姉妹都市相互派遣交流事業補助金	米国オレゴン州ペンドルトン市との高校生相互派遣交流事業に対する補助金を交付し、高校生の異文化交流を促進します。	観光交流課
実	子ども自然体験学習事業	地域の自然の大切さや古くからの文化芸術を学ぶ体験講座実施します。	生涯学習課
実	こども交流支援事業補助金	本市の子どもと県内外のこどもの交流事業の窓口となるNPO法人「こどものつばさ」に対し補助金を交付し、子ども同士の交流を支援します。	生涯学習課
実	ふるさと民俗芸能伝承事業	市内小中学校で実施する伝統芸能(踊り)講習指導者に対する謝礼金を支出し、子どもたちが伝統芸能を習得する機会を確保します。	生涯学習課
実	博物館体験学習・講座開催事業	博物館において自然・歴史・民俗・考古・相馬野馬追等の各分野に関する体験学習やイベントを開催し、地域の歴史や文化に触れあう機会を提供します。	文化財課

	事業名	事業概要	担当課
	文化財出前講座事業	市の歴史や文化を学ぶ出前講座を実施し、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供します。	文化財課
	ミュージアムキッズフェア	幼児から小学校低学年を対象に、全国博物館のワークショップで構成される「ミュージアムキッズフェア」を開催し、様々な文化に触れ、体験する機会を提供します。	文化財課

◇関連する他の個別計画

南相馬市スポーツ推進計画、南相馬市教育振興基本計画、南相馬市子ども読書活動推進計画

◇他の個別計画掲載事業

中学生海外研修事業（異文化交流・体験事業）、キャリア教育支援事業、体験活動等支援事業、中学生職場体験等支援事業、生涯学習講座事業、図書館ブックスタート事業、移動図書館管理運営事業、

成果指標

	成果指標	現状値	目標値 (R5)	
保	思春期保健教室における自分自身が好きであると思う子どもの割合	54.8% (H30)	57.3%	
			参考値(R6)	58%
総	生涯学習関連事業の延べ参加人数	13,139人 (H29)	14,200人	
			参考値(R4)	14,100人

第5章

子ども・子育て支援サービスの見込量

(計画期間：令和2年度～令和6年度)

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量

第1節 教育・保育の量の見込みと提供内容

市町村子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を**全市一地区**と設定します。

なお、今後、市内幼稚園・保育園等のあり方に関する検討を踏まえ、量の見込や確保策、区域の見直しも検討します。

第2節 子どもの人口の見通し

南相馬市復興総合計画後期基本計画では、平成30年4月30日現在の市内居住人口をベースに、生存率や転出・転入、市民の帰還等を見込み、令和元年以降の人口（居住人口）を推計しています。

本計画では、量の見込みが必要な0歳から11歳までの人口について、南相馬市復興総合計画後期基本計画における推計人口を令和元年6月末の居住人口により按分する形で、以下のとおり設定しました。

認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	291	287	282	277	273
1歳	329	323	318	312	307
2歳	341	335	330	324	319
0～2歳合計	961	945	930	913	899
3歳	370	364	357	352	345
4歳	333	328	322	317	311
5歳	362	364	366	367	369
3～5歳合計	1,065	1,056	1,045	1,036	1,025
6歳	282	283	284	285	288
7歳	325	326	327	329	330
8歳	311	312	314	316	317
6～8歳合計	918	921	925	930	935
9歳	349	351	353	354	355
10歳	336	329	321	314	306
11歳	348	340	333	325	318
9～11歳合計	1,033	1,020	1,007	993	979
0～11歳合計	3,977	3,942	3,907	3,872	3,838

第3節 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援サービスの需要量は、国が示す標準的な算出方法に準拠し、家族類型別の子どもの数に、ニーズ調査結果から得た意向率を乗じて算出しました。なお、需要量が過小、過大等であるなど、現実的でない数字の場合は、その原因を分析し、補正等を行いました。

1 算出項目

(1) 教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢
1号	教育標準時間認定	満3歳以上で、 保育の必要性なし、 幼稚園等での教育を希望	(教育・保育施設) ・幼稚園 ・認定こども園	3～5歳
2号	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・保育園(所) ・認定こども園	3～5歳
3号	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・保育園(所) ・認定こども園 (地域型保育事業※)	0～2歳

※地域型保育事業

- ①家庭的保育 : 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育
- ②小規模保育 : 少人数(定員6～19人)を保育
- ③事業所内保育 : 事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育
- ④居宅訪問型保育 : 保護者の自宅で、1対1で保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

No.	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	0～12歳
2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	0～2歳
3	妊産婦健康診査	妊産婦
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4カ月
5	養育支援訪問事業	0～18歳
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(市町村)
7	子育て短期支援事業	0～5歳
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～12歳
9	一時預かり事業	0～5歳
10	延長保育事業	0～5歳
11	病児・病後児保育事業	0～5歳
12	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(事業者)

2 算出方法

(1) 家庭類型の分類

ニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFまでの8種類になっており、現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類の分布を算出します。

「家庭類型」 タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプC’	フルタイム×パートタイム（就労時間：下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプE’	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプF	無業×無業

(2) 利用意向について

ニーズ調査から、家庭類型とそれぞれの事業の利用意向について算定する際の標準算式（国の手引きに基づく）は以下のとおりです。

事業区分（対象年）			家庭類型 潜在タイプ	利用意向（アンケート項目による）
教育・保育	1号認定	教育標準時間認定（3～5歳）	幼稚園等での教育を希望 C'・D・E'・F	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「幼稚園」と答えた割合を算出。
	2号認定	満3歳以上・保育認定（3～5歳）	幼稚園等教育希望 A・B・C・E	現在、幼稚園・保育所（園）等を利用しているかという質問に「幼稚園」を選択した者の割合を算出。
		保育が必要	A・B・C・E	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「幼稚園や保育園等」を選択した者の割合から「2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合を算出。
	3号認定	満3歳未満・保育認定（0～2歳）	0歳で保育が必要 A・B・C・E	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「保育所」を選択した者の割合を算出。
		1,2歳で保育が必要 A・B・C・E	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「保育所」を選択した者の割合を算出。	
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業（0～2歳）		全ての家庭類型	地域子育て支援拠点事業などを利用している方と利用希望の人数で算定。
	子育て短期支援事業（0～5歳）		全ての家庭類型	1年間に保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった人数で算定。
	ファミリー・サポート・センター事業（0～12歳）		全ての家庭類型	小学校の間、放課後に過ごさせたい場所で「ファミリー・サポート・センター」を選択した者の割合を算出。
	一時預かり事業	(幼稚園の在園児3歳～5歳)	C'・D・E'・F A・B・C・E	幼稚園の利用と一時預かりを選択した者の割合を算出。 2号認定（3歳以上で共働きであるが幼稚園の利用希望強い）の者が100%利用するものと想定。
		(0～2歳)	全ての家庭類型	保育所などで一時的に子どもを保育する事業を希望する者の割合を算出。
	延長保育事業（0～5歳）		A・B・C・E	利用しているいないにかかわらず、保育所等を選択し、利用希望時間を18時以降と答えた者の割合。
	病児・病後児保育事業（0～5歳）		A・B・C・E	この1年間、子どもが病気等で通常の教育・保育ができなかったことがあり、父母が休んだ者のうち病児・病後児保育の利用希望ありと回答した者の割合を算出。
放課後児童健全育成事業（6～11歳）		A・B・C・E	小学校の間は、放課後、放課後児童クラブを利用したいと選択した割合を算出。	

※上記以外の事業については、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出

(3) 量の見込みの算出

i. 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」

ii. 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

3 需要量の算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コホート変化率法 による年度ごと年齢ご との推計児童数	×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

・需要量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		需要量	合計
タイプA		×		=		
タイプB		×		=		
タイプC		×		=		
タイプC'		×		=		
タイプD		×		=		
タイプE		×		=		
タイプE'		×		=		
タイプF		×		=		

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

第4節 教育・保育の量の見込みと提供内容

1 需要量の見込み

市内に居住する子どもの教育・保育の需要見込量は、以下のとおりです。

〔需要見込量〕

(人/月)

認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 1号認定子ども (3～5歳、保育の必要性なし)	382	378	374	371	367
② 2号認定子ども (3～5歳、幼稚園の利用希望者)	274	272	269	267	264
幼稚園等の計	656	650	643	638	631
③ 2号認定子ども (3～5歳、保育園等利用希望者)	461	457	452	448	444
④ 3号認定子ども (0歳)	119	118	116	113	112
⑤ 3号認定子ども (1、2歳)	304	298	294	288	284
保育園等の計	884	873	862	849	840

2 提供体制の確保の内容とその実施時期

市内に居住する子どもの教育・保育の提供の内容は、以下のとおりです。

〔提供見込量〕

(人/月)

認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 1号認定子ども (3～5歳、保育の必要性なし)	384	384	384	384	384
② 2号認定子ども (3～5歳、幼稚園の利用希望者)	274	274	274	274	274
幼稚園等の計	658	658	658	658	658
③ 2号認定子ども (3～5歳、保育園等利用希望者)	469	469	469	449	449
④ 3号認定子ども (0歳)	99	105	108	114	114
⑤ 3号認定子ども (1、2歳)	312	300	294	288	288
保育園等の計	880	874	871	851	851

〔提供箇所数〕

園の区分	公立・私立の区分	箇所数	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳) 幼稚園希望	2号認定 (3～5歳) 保育園希望	3号認定 (0歳)	3号認定 (1～2歳)
認定こども園	公立	1	○	○	○	○	○
	私立	1	○	○	○	○	○
保育園	公立	4			○	△	○
	私立	4			△	○	○
小規模保育事業	私立	4				△	○
幼稚園	公立	4	○	○			
	私立	3	○	○			

※ △は、一部の園において、年齢により預かり制限があることを表す。

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供内容

1 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊産婦に対し、母子健康包括支援センター（原町保健センター内）において、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

常設の地域子育て支援拠点（子育て支援センター）において、乳幼児及びその保護者同士の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業です。

現在、原町子育て支援センター（原町あずま保育園内）及びかしま子育て支援センター（かしま保育園内）においてサービス提供を行っています。

令和2年度以降においても、実際の利用状況やニーズ量に応じたサービスの提供に努めます。

（人回／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	1,237	1,216	1,197	1,175	1,157
②提供見込量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
①-②	263	284	303	325	343
提供可能量	25日/月×30人 /日×2ヶ所	25日/月×20人 /日×3ヶ所	同左	同左	同左
実施箇所数	2	3	3	3	3

3 妊産婦健康診査

妊産婦の健診費用について回数制限なしで助成を行い、妊娠中の異常の早期発見、治療、適切な指導を推進し、心身ともに安定した状態で出産できるよう支援します。また、医療機関と連携し、ハイリスク妊産婦の支援を行います。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行います。

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量（新生児数）	291	287	282	277	273
②提供見込量（訪問件数）	291	287	282	277	273
①-②	0	0	0	0	0
実施主体	市	市	市	市	市

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより、特に養育支援が必要と判断された家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児不安の解消や養育能力を向上、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の養育環境の維持・改善等のための相談・支援や育児・家事援助等を行う事業です。

引き続き、養育支援が必要な家庭の早期発見、訪問・支援を実施していきます。

6 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、職員の専門性向上のための研修受講や関係機関の専門性を高めるための講習会の開催、ケース記録や台帳の電子化等、環境整備等を推進していきます。

7 子育て短期支援事業

保護者が一時的に児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由により、緊急一時的に、児童養護施設等において母子の保護を行う事業です。事業には短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2つの種類があります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労・出産・看護などの身体上・精神上・環境上の理由や、冠婚葬祭・出張・公的行事参加など社会的な理由または経済的理由により子どもの養育が困難となった場合等に、施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、施設において児童を預かる事業です。

本市では、ショートステイ事業を福祉型障害児入所施設への委託により実施しており、今後もニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	10	10	10	10	10
②提供見込量	10	10	10	10	10
①-②	0	0	0	0	0
参考（1日当たり利用人数）	1人/日×300日/年	同左	同左	同左	同左
実施箇所数	1	1	1	1	1

8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎といった活動について連絡・調整を行う事業です。現在、本市では、南相馬市社会福祉協議会に委託して実施しており、引き続き、ニーズに応じたサービスの提供を実施していきます。

また、受け皿となる「まかせて会員」の登録者数の増加に努めるとともに、利用時の自己負担金の軽減措置を実施し、保護者が利用しやすいサービスの提供に努めます。

(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	300	300	300	300	300
②提供見込量	300	300	300	300	300
①-②	0	0	0	0	0
参考（1日当たり利用人数）利用	25人/月×12ヶ月	同左	同左	同左	同左
実施主体	市	市	市	市	市

9 一時預かり事業

市では、保育園（所）や子育て支援センターにおいて、在園していない乳幼児を一時的に預かる「一般型」の一時預かりと、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う「幼稚園型」の一時預かり事業を実施しています。

今後も、保育園（所）、幼稚園、認定こども園等で受入れに努めるとともに、民間サービスを活用した一時預かり及び関連する補助制度の構築など、ニーズに対応した預かり体制を確保を推進します。

〔一般型（保育園（所）、子育て支援センター、民間サービス）〕

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	2,593	2,551	2,511	2,466	2,429
②提供見込量	3,120	3,744	3,744	3,744	3,744
①-②	527	1,193	1,233	1,278	1,315
提供可能量 （上段は保育園・子育て支援センター、下段は民間サービス分）	4人/日×6日/週 ×52週×2園 1人/日×6日/週 ×52週	3人/日×6日/週 ×52週×3園 1人/日×6日/週 ×52週×3園	同左	同左	同左
実施箇所数	2	3	3	3	3

※実施施設：公立2(3)。民間サービス分についてはサービス形態が未定のため箇所数に含めていない。

〔幼稚園型（幼稚園、認定こども園）〕

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	32,502	32,227	31,891	31,616	31,281
②提供見込量	51,600	51,600	51,600	51,600	51,600
①-②	19,098	19,373	19,709	19,984	20,319
参考（1日当たり利用人数）	172人/日× 25日×12月	同左	同左	同左	同左
実施箇所数	9	9	9	9	9

※実施施設：公立5、私立4

10 延長保育事業

保育園（所）において、午前7時から午後6時までの通常保育を超え、午後7時まで延長して保育を行う事業です。

今後も、保護者の就労形態などに配慮したサービスの提供体制を確保していきます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	68	68	67	66	65
②提供見込量	70	70	70	70	70
①-②	2	2	3	4	5
参考（1園当たり登録人数/月）	7施設×10人	同左	同左	同左	同左
実施箇所数	7	7	7	7	7

※ 実施施設：公立4、私立3

11 病児・病後児保育事業

病気に伴う発熱など（当面の症状の急変が認められないもの）により登園できない子どもや、病気の回復途中で集団保育が困難な子ども等を、病院・保育園（所）等に付設された専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。

現在、本市では病児保育事業は実施していませんが、看護師等のスタッフや場所を含め、実施に向けた検討を進め、事業の実現を目指します。

また、ファミリー・サポート・センター事業の保育提供会員等を対象に、病児・病後児保育を行うことができる人材の育成を行い、病児・病後児の預かりの援助を受けたい保護者と、援助を提供できる方の、会員相互の援助活動である緊急サポート事業による、病児・病後児保育の実現を目指します。

(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	4,102	4,051	3,999	3,946	3,895
②提供見込量	0	300	300	300	300
①-②	-4,102	-3,751	-3,699	-3,646	-3,595
提供可能見込量	0	1人/日×300日/年	同左	同左	同左
実施箇所数	0	1	1	1	1

※実施施設：保育園（所）、認定こども園、病院等を検討

12 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、学校の余裕教室、児童センターなどにおいて、放課後や週末、夏・冬・春休みなどの長期休業期間中に、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

令和2年度以降、実際の申し込み状況により、必要な児童クラブの定員の増員・増設を行いながら、サービス提供に努めます。

登録児童数（人／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要見込量	759	756	754	753	751
②提供見込量	760	760	760	760	760
②－①	1	4	6	7	9
提供可能見込量（登録可能人数）	既存 720 人（19 クラブ）＋ 新規 40 人（1）クラブ	同左	同左	同左	同左
実施箇所数（クラブ数）	20	20	20	20	20

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用について、保護者の世帯所得の状況などを勘案し、必要に応じた助成を行う事業です。

現在、本市においては事業を実施していませんが、子どもの貧困の実態把握を進めるとともに、当該事業の当該事業の実施について検討します。

14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園・保育園等の教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者の支援を行うほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

現在まで、本市においては事業を実施していませんが、当該事業の必要性に応じ、実施について検討します。

第6節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容

1 認定こども園の普及について

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園（所）の両方の良さを併せ持つ施設です。

保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園（所）を継続して利用できることから、子どもにとっても保護者にとってもメリットがあると考えます。

このことから、今後、市の幼稚園、保育園（所）について設置、再編、統廃合等を行う際は、認定こども園への移行を前提に検討していきます。

また、市内の民間の幼稚園、保育園（所）に対しては、認定こども園についての情報の提供を行うとともに、認定こども園への移行に伴う幼稚園教諭と保育士の合同研修などに対する支援策を検討・実施し、幼稚園及び保育園（所）から認定こども園への移行を支援していきます。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保証するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

そのために、認定こども園の普及促進、県や保育士等養成機関等と連携した人材の確保・育成、国際化の進展に伴い増加が見込まれる、海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう適切な支援を行うための体制整備、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の検討などに努めるとともに、保育・教育サービス等の評価にも取り組みます。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園（所）と小学校等との連携の推進について

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援を行う者同士の相互の密接な連携が必要です。

そのためには、それぞれの職員同士の意見（情報）交換や研修の場が必要であり、市としても相互交流が図れるよう支援を行います。

また、保育園（所）や幼稚園から小学校へ円滑に移行できるように、保育園（所）・幼稚園と小学校との連携会議を実施し、連携強化を図っていきます。

第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっており、これまでは「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つから構成されていましたが、令和元年10月より施行された幼児・教育の無償化の実施にあたり「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しながら、円滑な実施に向けた給付方法の検討を行っていくこととします。

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画の推進にあたっては、保健・福祉・医療・教育等で一層の連携を図り、それぞれの領域での個別対応だけでなく、市民にとって適切なサービスを円滑に提供できるよう情報を共有する必要があります。

このため、地域の情報を的確にとらえ、市民と地域社会を取り巻く状況について、共通の理解を持ちながら施策を推進することが求められており、関係機関や地域との連携を強化し、協働の立場で計画を推進していきます。

関係主体それぞれの役割分担は、下記に示すとおりとします。

関係主体	役割
南相馬市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保します。
福島県	<p>法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。</p> <p>特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じます。</p>
国	<p>法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じます。</p>
事業主	<p>雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備します。</p> <p>国又は福島県や南相馬市が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。</p>
市民 (NPO等含む)	<p>子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は福島県や南相馬市が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。</p>

第2節 計画の推進

本計画の進行管理は、年1回の事業評価を行い、「南相馬市子ども・子育て審議会」での審議を行うものとします。

また、事業の実施にあたっては、効率性、実効性のある事業の推進を図るとともに、特定財源の積極的な活用や、子育て分野の施策に活用可能な基金の充当など、創意工夫による自主財源の確保等に努めることとします。

資料編

資料編

第1節 計画策定の経過

日程	内容
2019. 5. 16 ～ 2019. 5. 31	「子ども・子育て支援事業計画策定のための子育て支援に関するニーズ調査」 ・対象者：市内在住の小学校就学前の児童の保護者 1,000人 市内在住の小学生の保護者 1,000人 ・回答数：就学前児童保護者調査 462件 小学生保護者調査 403件
2019. 5. 30	令和元年度 第1回南相馬市子ども・子育て審議会 ・委嘱状交付、市長挨拶、正副会長選任、子ども・子育て審議会について ・子ども・子育てを取り巻く現状について ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の策定について
2019. 8. 1	令和元年度 第2回南相馬市子ども・子育て審議会 ・第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の点検について ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の検討について
2019. 9. 17	第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ 第1回 ・第一期計画、ニーズ調査結果、審議会意見に基づく課題の整理について ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の基本的事項の確認について ・新規事業の検討・既存事業の拡充について
2019. 10. 3	第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ 第2回 ・新規事業の検討・既存事業の拡充（詳細）について
2019. 10. 7	令和元年度 第3回南相馬市子ども・子育て審議会 ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）の検討について

第2節 南相馬市子ども・子育て審議会委員名簿

(委嘱期間：2019年5月30日～2年間)

No	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	子どもの保護者	南相馬市小中学校 PTA 連絡協議会	原町第二中学校 PTA 会長	谷田部 真敏	
2		青葉幼稚園保護者会	会長	森岡 和人	
3		原町区保育所（園）こども 園連絡協議会	会長	長澤 哲晃	
4		おひさまクラブ	-	重野 真希	
5	児童福祉関係 事業従事者	南相馬市私立幼稚園協会	さゆり幼稚園園長	鎌田 文代	
6		原町聖愛こども園	園長	遠藤 美保子	副会長
7		特定非営利活動法人きぼう	副理事長兼統括	新妻 直恵	
8	事業主代表	南相馬経営者協会	副会長	遠藤 充洋	
9	労働者代表	連合福島 原町地区連合会	事務局次長	北岡 慎也	
10	学識経験者	南相馬市民生委員児童委員 連絡協議会	主任児童委員 部会長	長谷川 和子	会長
11		相馬郡医師会	-	平田 慶肇	
12		南相馬市小中学校長会	石神第一小学校 校長	鈴木 克哉	
13	その他	南相馬市社会福祉協議会	常務理事	廣瀬 要人	
14	公募	市民委員	-	村田 恭一	
15		市民委員	-	前田 紗哉華	